

新環境ガイドラインに基づく異議申立手続きに係る
第8回パブリック・コンサルテーションの様態について

平成14年10月11日（金）、国際協力銀行8階会議室において、新環境ガイドラインに基づく異議申立手続きに係る第8回パブリック・コンサルテーションが開催され、50名以上の参加者の下、積極的な議論が行われました。

ここでは、会場の様態をお届けします。（なお、記名での発言の公開を希望された方については、参加者の名前を記名させて頂いています。ただし、参加者の皆様にご発言の内容は確認いただいていないため、文責は国際協力銀行にあることをご了解ください。）

国際協力銀行からの出席者：

総務部：	矢島次長、入柿課長、篠山調査役
金融業務部：	藤田課長、天野調査役
開発業務部：	山田課長、武貞調査役
環境審査室：	高岡課長、五辺調査役

矢島次長より冒頭挨拶

議論

（矢島次長）

今日は「一事不再理」のところから、議論をスタートさせていただきたいと思います。それでは、「一事不再理」の規定についてご意見があればお願いします。

（メコンウォッチ松本氏）

これについては、われわれの紙に書いてありますが、つまり、今までと全く同じではなくて、新たな事実があるというものが一緒に提出された場合に審査の対象になるということは、例えば、世界銀行にしても、アジア開発銀行にしてもあるわけですが、そのあたりについては全く考慮の余地がないということでしょうか。

（入柿課長）

もちろんこの一事不再理の原則は、全く同じ訴えを同じ状況でやっても意味がないということですので、そこは、大きく事情が変わっているということが申立人から証明されれば、受け付けないということではないと考えてはおります。

（メコンウォッチ松本氏）

書き方として、これだと全部ダメなのではないかというふうになるので、書きぶりを考えてもらえればと。

（矢島次長）

それでは、次のポイントとして「濫用の防止」でございます。これにつきましては、J B I C案にあるのと、あとはグローブ・ジャパンのご提言の中でも、濫用防止の観点を踏まえるべきである、適格要件を確認すべきであるというご提言をいただいております。一方で、財務省から、濫用の防止という観点は分かるが、原則ではなくて手続きのところの留意点という形で考えていかないとバランスが悪いのではないかというご意見を賜ったと思います。

まず、この濫用防止のところにつきましては、要綱案のところにも例示としていくつか挙がっているところがございます。その補足説明と併せて、J B I Cに考え方の説明をお願いします。

（入柿課長）

ここで、手続開始要件としまして「濫用の防止」を規定していて、四つの具体例を示しております。この規定は、言うまでもないことですが、競争相手とかその国内の政治的な意図でプロジェクトの進捗を妨害するとか、不当な金銭獲得要求等の不適切な動機に基づく異議申し立てを排除するというごさいまして、その審査役の効率的な活動を担保するためにも、こうした濫用防止の仕組みが必要と考えているということでもあります。

却下する場合にはその理由を申立人に通知するという手続きがございまして、濫用目的か否かを判断するのは審査役でございまして、その審査役には説明責任が課されているということでごさいまして、真正な申し立てまでもが却下される恐れはないと考えております。

(矢島次長)

この点につきまして、ご意見を賜りたいと思います。

(メコンウォッチ松本氏)

まず最初の、「当該国の法制度で認められる補償金額以上を不当に獲得する」というところには疑問があると思うのです。特に、これは各国制度がさまざまあるわけで、その国の法制度に定められた補償金額以上を獲得するというのがすべて不当な申し立てかどうかというのは、私は一概には言えないと。もちろん相手国の法制度を尊重するという原則があることは認めますが、しかし、それを越えた補償額を求めるのがすべて不当であるかどうかというところには異論があると思っています。少なくともこの第1については、私は不適切ではないかと思っています。

それから、最後、「プロジェクトと無関係の政治的意図でなされる場合」と書いてありますが、もともとの異議申し立ては、J B I Cのプロジェクトによって環境社会被害が起きた、あるいは起きる可能性がある、それが不遵守・遵守にかかわっているという大前提の要件があるわけです。例えば、「プロジェクトと無関係な政治的意図でなされる場合」というのは、もともとの要件に合っていないわけです。これをわざわざ書かなければいけないのかどうかというのがよく分からないのです。とりあえずその2点です。

(入柿課長)

1点目のほうですが、ここに書いてございまして、「当該国の法制度で認められる補償金額」ということでありまして、それ以上認められない補償額を獲得することを目的とされるというのはやはり不当ということになるのだらうと思います。基本的に補償金額が国内で決定していて、それが法制度に基づくものである場合に、それを越えるものを要求するというのはおかしいのではないかと思います。

それから、「プロジェクトと無関係の政治的意図でなされる場合」は、おっしゃるとおり、他のところの要件ではじかれるものもあるとは思いますが、基本的にはそういうことだらうとは思いますが。ただ、そこは、意図としまして、これは政治的な意図で濫用しては困りますよということをここで明確にしておくことで、なんらかの抑止効果が働くと考えております。

(F o E 松本氏)

先ほどの入柿さんのお話ですが、例えば、フィリピンのバタンガスの移転問題のときに、やはり法的には補償の対象とならないスコッターの方々、ただその地域に継続して住まわれていたの方々に対する補償をどうするのかということが問題になった。最終的に、フィリピンの法律の中では、土地の権利を持たない方に対して補償するという制度はなかったと聞いておりますが、ただ、こういったの方々に対して、法律にないからといって補償しないことが本当に正しいのかということで補償された事例もあると理解しております。必ずしも法制度で定められた補償金額が正当ではないというのは先ほど松本さんのお話にもありましたが、実際、そういうことがあるのではないかとということで、これが必ずしも不当とは言えないのではないかと考えております。

次の、「プロジェクトの進捗を遅延させることのみを目的とする場合」とありますが、これ

は何を「遅延させることのみ」と判断するのかというのが非常にあいまいではないかと思っております。実際、この事業が進むことによって被害が拡大するような場合は、もちろん住民はこのプロジェクトを進めることを遅らせたいと思うわけでございます。何をどういうふうに判断するのかというのがあいまいになった場合には、そういった被害を受けている方が申請をしにくくなるのではないかと考えます。当然、競争相手が虚偽の申し立てをした場合には別の形できちんと判断が審査の中で行われると思っておりますので、このような表現がはたして正しいのかどうかということとはもう一度ご議論いただきたいと思いますと思っております。

(矢島次長)

「遅延させることのみを目的とする」というのは、こういった形のケースでこういう認定がなされるのか、これは何かアイデアはあるのですか。要は、なかなか分かりにくいということだと思うのです。実際には、このこと自体は濫用防止という観点では非常に重要だろうと思うのですが、ただ、どういう場合にこういうことになるのだということをしつかりたいということだと思います。

(入柿課長)

そこのところは、例えば、競争相手の企業が入札手続きを遅らせるために、一住民を利用して適当な問題をでっち上げて異議申し立てをしていくといったケースもないわけではありませんで、そういったものを排除するということでもあります。そこは、正式にきっちりと問題があって、問題の認定がされて、被害の認定もされてというところで撥ねるといのはもちろんそのとおりではあると思いますが、ここは、濫用されるという恐れを抱いている方々も多数いらっしゃるということもございますので、こういうところできっちりと書いておいてある程度の抑止効果を持たせるべきではないかということでも入れたものであります。

(発言者A)

「当該国の法制度で認められる補償金額以上を不当に獲得することを目的とする」というこの条文ですが、この条文はなくてもいいのかと。逆に、これが書いてあると、補償金目的に異議申し立てをする、それが認められるという感じに読み取れますが、そのへんはいかがでしょう。

(入柿課長)

あえて濫用を助長するということですか。濫用の防止の目的を果たさないということであれば、そこは考えたいと思います。

(発言者B)

業界もいろいろな意見があるかと思うのですが、「補償金額」と言う場合に、地元住民だと、海外の実施主体者である場合、国内企業に比べて補償金額が少し多めに期待できるのではないかというのでもまああると思うのです。ですから、こういう点ははっきり書いたほうがかえっていいのではないかという気がいたします。

それから、遅延の話ですが、今、同じプロジェクトの中で他企業から嫌がらせをされる場合というのがあったのですが、民間企業の場合については、同じような、例えば、製紙プラントとか、鉄鋼とか、相手の競合する企業がある中でいかに早く立ち上げるかというのは、ODAとは違う世界があります。A工場、B工場、C工場とこの間も申し上げたのですが、それぞれライバルになっているわけでありまして、そういった中で早めにプロジェクトをやりたいというところに、他のライバル企業のほうから「遅延をさせたい」ということも懸念されます。そういう意味では、後ろの糸をどこまで探れるかというのはあるかと思いますが、そういうのはダメだよというについては明示的に言っておいたほうが、かえってそういうことの運用もしにくくなるのではないかと、ライバル企業にとって、ですから、こういう視点もはっきりと入れていただいたほうがありがたいのではないかという気がいたします。

(矢島次長)

この「法制度で認められる補償金額以上」のところですが、先ほどのF O Eジャパンの松本さんの点でもう1点、制度としてないものについてはどう考えるのかということで、ここの趣旨は、制度としてあるものの補償金額以上ということで、ないものについては想定していない。それは、当然にして濫用という観点ではないというように私自身は理解しているのですが、そのへんはどうですか。

(入柿課長)

そこはそのとおりです。ですから、当該国の法制度で補償金の算定とかが定められていて、それで計算された金額以上のものを取る、要するに、法制度があってそれをオーバーライドするという話であります。土地の所有権を持たない人には補償はしないというようなのがあるのであれば、それは従うべきだろうと思いますが、パタンガスの例は、別に、してはいけないということではないわけだったと理解しています。

(F o E松本氏)

先ほどのお話ですが、私の理解では、法制度がなければ補償金額はゼロであって、それ以上を請求することが不当になるのではないかとということ。もう一つ、私がかかわっているフィリピンのダムのケースで、砂金取りをしている方の補償をどういうふうにするのかに関して、正式な、どれだけ砂金を取っているかという記録がありませんので、そういった方への補償が法的にはできないような形になっている。法的には補償はゼロか、あるいは、もっと少ないかもしれないが、実際にはそれでかなりの現金収入は得ていたという場合に、法的に定められた金額以上は不当、何を不当とするのか分かりませんが、不当に獲得することになった場合に、こういった制限が実際に被害を受けている方を守るためにマイナスに影響する可能性が非常に大きいと思っております、これは改定していただかなければ困ると思っております。

(メコンウォッチ松本氏)

このパブリックコンサルテーションの最初のほうから言ってますが、濫用は避けるということの原則は全く反対はしていないわけです。それは大事だと思います。その方法としていちばん有効なのは、基本的にJ B I Cのプロジェクトによって環境社会影響が起きている、問題が起きる恐れがあるというものに対して、しかもガイドラインの遵守・不遵守という視点で審査をするのだと、それが枠組みなのだとことを示すことがいちばんの濫用防止だと私は思っているのです。ここに具体的に書くことによって、逆に、競争を阻害する他のやり方は認められるのかどうかとか、要するに、書き切れないと思うのです、そういう意味で行くと、何ををもって濫用なのかと。ある意味では、環境社会問題にかかわる紛争でないものについてはスコープ外ですから、それに当てはまらないものは全部、適切なものではないと判断することになると思うのです。繰り返しになりますが、ここの「濫用防止」を書くことが本当に濫用防止になるのか、今、F o Eの松本さんが言ったように、本当は濫用ではないものを濫用にしてしまったり、本当は濫用なのに、それがうまく組み込まれなかったりする恐れがあるのではないかと。世銀やA D Bの経験からいけば、ここの目的を明確にしておくことがいちばんの濫用の防止になるのではないかと思います。

(環境省小川氏)

最初の「当該国の法制度で認められる金額以上」の項目ですが、入柿さんのご説明にあるように、法律になれば絶対ダメだということではないという趣旨はいいと思うのですが、この文章ですとなかなかそのへんが読み取れませんので、趣旨が正確になるように、次のドラフティングの中ではよく練って書いていただきたいと思います。

以後の3点についてですが、濫用の防止については反対ではないのですが、これをクライテリアという扱いにしますと、誰も「この異議申し立ての目的は遅延させることにある」とは書

かないので、はたしてこれが遅延させることなのかどうかというクライテリアを当てはめてそれを切るとするのは、実際たいへんだと思うのです。非常に水掛け論になって難しい。やはり本質的に、受け付けるかどうかというところは、異議申し立ての本来の趣旨、環境社会影響についてどうかということ審査してもらおうという趣旨に見合っているかどうかクライテリアになるのだと思います。そういう意味で、これは、濫用防止のクライテリアというよりも、濫用防止というのはどういう意味合いであるかという趣旨を明確にするという扱い、そういう性格の文章になると思います。これはクライテリアというよりも、趣旨を説明したものとか、あるいは、配慮事項として書いたという性格の文章になるのではないかと考えます。

(矢島次長)

ここは、文章を見ますと、典型的なケースを限定列挙しているというか、例示として挙げているということなのだろうと思います。構成としては、先ほどJ B I Cから説明があったように、却下する場合にはその理由を付して審査役が申立人に通知することになっておりますので、そのところはかなり明確な理由がない限り却下というのは難しいという構成にはもともとなっているという意味では、やや精神規定的なところがあるのかも分かりません。今の、むしろ書かずに、目的をはっきりさせて、スコープをはっきりさせることによってそれ以外のものを排除していくというそれは、もともとの基本の考え方で、それはこれまでの手続きのところでも出ていると思うのです。そこは、さらに反論というか、論を展開する必要があるればJ B I Cをお願いをしたいと思いますが、そうでなければ、今お話がありましたような形で、もう少し表現ぶりを考える。ここはずいぶんそういう余地があるのではないかと思います。そのへんはいかがですか。

(入柿課長)

今、議長からご説明がありましたとおり、このところをよく読んでいただきますと、「異議申し立てが以下に例示される濫用目的で行われる」ということでありまして、基本的には例示に過ぎないということでもございます。確かに、多少分かりづらいつつ、不当に制限するというのであれば、表現ぶりは工夫してみたいと思います。

(ODAウォッチャーズ坂元氏)

今の話を大枠で考えてみますと、どうも、民間企業の方々の対象は住民のほうにあるのではなく、他の企業とか競争相手とかにあると思うのです。われわれODAの最大関心事は、当然住民の紛争とか不満とか問題点なわけで、ちょっと質が違っている、今のお聞きして。であれば、今、環境省の方もおっしゃられてましたが、この部分は環境ガイドラインとは異質なものである、今度のドラフトのときにちょっとずらしていただいて、これは私のただのアイデアですが、いわゆる日本の業界団体の方々がある程度意見を取りまとめて、これは不当な競争にあたるのではないかと、問題があるのではないかとということを取りまとめたところを環境審査役のほうにご意見具申するとかいう形になったほうがやりやすいのではないかと思います。どちらにしましても、根本的にわれわれの関心事とずれるところにあるので、異質な問題を一緒に議論しているのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

もう1点。これは少し外れるのですが、今、J B I Cのほうで、議事録をインターネットで見せていただいているのですが、皆さん、業界の方々も自分の名前とか氏名とかおっしゃっているのですよね。おっしゃっているのに、議事録を見ますと、AとかBとかいう形で出ているところが多いようなので、逆に失礼というか、やはり団体の代表的なことでおっしゃられていると思うので、それは出していただくべきではないかと思います。

(矢島次長)

まず議事進行ということで、議事録に名前を出ささないという話は、この場で名前を言っていただくというのと、さらにホームページ上で公開する議事録にも名前を載せるというのと2段階あると思います。共通の理解では、名前を載せたほうが良いと思われる方は最後に事務

局のほうに言っていたいて、その方について名前を載せているということでございます。そういう意味では、そこで事務局のほうに連絡をいただきませんかと名前が載らないという、今、やり方になっております。それ自体はもうすでにこの場でも合意できていると思いますので、今のお話を受けたら、この場で名前をおっしゃっている業界団体の方はできるだけ名前を載せてくださいという坂元様からのご要望であるということですね。

(O D A ウォッチャーズ坂元氏)

まさにそのとおりです。それと、もう1点、前回のときに、私たち N G O としたら、行き過ぎていたなど……。もちろんご自身のオピニオンで構わないのですが、インドネシアのコタパンジャンについて、すごく簡単に裁判しているというようなことをおっしゃられていたり、それから、環境室が、そういう関係する評価の部局があるのだったら逆にそちらのほうでやればいいのではないかという話があったのです。知識がないことを棚に上げて言ってみたり、言い方はおかしいですが、それから、3,000人も何千人もがやっているものを「簡単に」というような発言があるので、そういう発言をされた趣旨はよく分かりませんが、そういう場合は、できれば名前を出されたほうがはっきりするのではないかと、これも要望ですが、そういうふうにあります。以上です。

今のは要望ですので、いちばん初めに言いました点について、まず議事進行してください。

(矢島次長)

それでは、最初にお話のありました点です。考えているバック、具体的には、産業界の方々がそれぞれ非常に厳しい競争の中でビジネスをされているという見地から濫用防止について非常に懸念を持たれているということですが、それが、今の坂元さんの考えていらっしゃる、濫用防止のこういう項目を設ける趣旨とかなり違っているというお話なのだろうと思うのです。それはいろいろな考え方があると思いますが、この「濫用の防止」というところでのポイントは、目的から外れている、違う目的でこの手続きを使うということだろうと思います。そういう意味では、産業界の方のご懸念も全然考え方が違うということではないのではないのかと私は考えます。ただ、おっしゃったように、ここは細かい規定は置いておりませんので、審査役の判断になりますが、それをある意味では助ける意味で、実際には手続きを運用していく段階だとは思いますが、どういう場合が実際に遅延にあたるのかとかいうことの実例は、別途、提示いただくというのは、手続きの運用の段階では十分あり得るのではないかと考えます。

(発言者 C)

先ほど、私のことだと思いますが、ご発言をいただいたのですが、議事録に名前を載せる載せないというのは、第1回に1時間以上かけて話をした話で合意された話だと思います。ただ、前回の発言に対してそういうご意見があるというのは承りましたので、それは心して発言していきたいと思っております。

濫用防止のところですが、ここは民間企業にとって非常に重要な問題であります。1番はともかくとして、2番、3番、4番は、私どもにとって非常に重要な問題だと思いますので、これは例示ということですが、ぜひこのまま残しておいていただきたいと思っております。他の、マルチは別にして、E C A でこういう本格的な異議申し立て制度を導入するというのは、カナダの E C A は別にして、初めてだと思っておりますし、例示という形で2番、3番、4番はぜひ残しておいていただきたいと思っております。以上です。

(F o E 松本氏)

先ほど入柿さんが説明してくださったように、私も「濫用防止」はもちろん必要だと思っております。そのいちばんの目的が、入札を遅らせるような、そういうビジネスの邪魔があるものを防止することを目的としているのであれば、先ほどメコンウォッチの松本さんがおっしゃったように、「この訴えは環境社会に関するものだけである」というところで、そういったビジネスの邪魔をするような濫用防止について審査の中で撥ねていくという手続きを徹底され

るのが、子どもが懸念しているような、本当に被害を受けている住民の方が訴えをしにくくなるようなマイナス面が避けられるのではないかと考えます。

(O D A ウォッチャーズ坂元氏)

もう1点よろしいですか。もっとフランクに言うと、私自身は、大いに、そういう不当なとか、そういう形で濫用されるところは、どんどん企業の方もアピールしてつぶしていかなければいけないと思っているわけです。そうでないと本来の制度のほうに回らないし、被害が起きるから。そういう意味で、では、それをどういう形で仕組むかというときに、あまり前に出さないほうが……。しかも、日本の業界の方々がある程度まとまっておられるわけですから、で、競争原理を働かせておられるわけですから、そこからなんらかのアピールを審査役のほうにする。審査役のほうは基本的には環境の専門家なので、その方に競争原理のそういうところをお任せしたり判断させるというのは難しいのではないかと。今後、審査役、審議役の方のメンバーは何人にするかとか、1人とかということになると思うのですが、そういう意味合いも兼ねた意見です。

(発言者 D)

皆さん、「濫用防止」は必要だというのは共通的な認識だと思うのです。私自身もこれは必要だと考えてます。例えば、私が被害を受けて正当な申し立てをしたいと思っている人間であるならば、ここにある表現は全然怖くないです。要するに、自分が正当であるという人であれば、決してあっておかしくないですし、また、精神規定だとしましても、あったほうがいいと私は思います。以上です。

(矢島次長)

ここは、濫用の防止は当然にして考えるべきであるというのは共通の認識、方向性だと思いますので、少しワーディングのところを……。これまでの意見も含めたうえで、あまり大きな考え方の隔たりはないのだろうとは思いますが、そこはセカンドドラフトの段階で入れ込んでいただければと思います。そういう意味では、この例示の書き方のところだろうと思うのです。

(発言者 E)

「濫用防止」が必要だと、そのために十分議論するべきだということは私がいちばん最初の会合から申ししているところでございます。実際ここが議論になっているわけですが、私は基本的には、「これは異議申し立ての目的に限る」と抽象的に書くのがベストだと思います。もし産業界の方がそれではどうしても納得できないということであるならば、ここで四つ並んでますが、いろいろきょうは話を聞いていて、いちばん懸念されるのは「実施主体の信用・評判を毀損する目的で利用する場合」というところかと思えます。結局、この例示が多ければ多いほど、それだけで住民にとっては非常に使い勝手が悪くなるように見えてくるわけですから、本当に必要なものに限る、例えば、例示であるならば1個だけにしてしまうということを考えてみてはどうかと思えます。

(矢島次長)

私の進め方が抽象的だったかも分かりませんが、まさにそういう方向で、例示はどういうものを例示として挙げていくのかということも含めて検討していただきたいと思えます。

それでは、次に、「以降のプロセス」というところに入っていきたいと思えます。ここは、実際に調査の内容から報告まで、主としてどのくらいの期間を設けて行っていくのかということがポイントだろうと思うのです。もともと当初、論点整理の勉強会の段階から、他の機関のケースを見て「非常に時間が長くなる」と、そういう意味では迅速な報告が必要であるということが大きなポイントだったろうと思うのです。その観点に沿った形で J B I C の案もできているとは思いますが、ここは、以降のプロセスというところで、主として期間

の問題だと思っておりますが、ご意見がございましたら、ぜひ賜りたいと思います。あるいは、分かりにくいという点がありましたら、そのクラリファイも含めてお願いできればと思います。

(メコンウォッチ松本氏)

ここは書き方が違うので、どういうふうに議論していいのか私もあれですが、一応、細かい何日とか何とかというのはさておき、いくつかポイントがあると思うのです。一つは、例えば、受理をしなかったとか、あるいは、審査をしないことに決めたという場合に、申し立てをした人に対して連絡をするのもさることながら、申立者からの反論があるならば、その反論を受けるということは大事かと思えます。

二つ目は、実は世界銀行の最初のシステムのときに問題になっていたのですが、あまりにも申立者がかかわれるフェーズが少ないというのが、かなり大きく、見直しのたびに議論になったことでした。私として思うのは、申立者はもともと遠くにいますし、かなりJ B I Cにアクセスするのがたいへんな人たちなわけですから、やはり申立者が関与できるフェーズというプロセスを意識的にいくつかちゃんと用意するべきだと思っているということです。

それから、これは後の話になるのですが、情報公開はそれぞれの段階においてきわめて重要であると言えるかと思えます。

途中の段階、手続きを始める段階まででいきますと、その三つあたりはとても重要かと思えます。

(矢島次長)

情報公開のほうは後ほど譲らせていただきまして、今の最初の2点、申し立てを、例えば、受理しない、却下するというケースですが、そのときに、それに対する反論が出てきた場合にどういった対応になるのかということ、それから、必ずしも明確ではない書き方になっているのかも分かりませんが、J B I C案で考えている申立者の関与、これは中立性という原則のところとヒアリングを行うということなのだろうとは思いますが、それにさらに付言することがあったら含めまして、J B I Cから説明を求めたいと思います。

(入柿課長)

まず最初の論点の、手続開始却下の決定を申立人に伝えて、そこから反論があったらどうするかということですが、申立人に通知する目的は、そういう反論があれば出すということにもなりますので、そこはもちろん、却下の決定に異議があれば、それはいただいて、再度審査する必要があればやるし、全く同じ申し立てであれば却下するということなるということであり、手続きを定めている規定でございますので、全部は書けないということで、そのへんはあえて書いてはいないということでもあります。

申立人とのコミュニケーションのところですが、まず予備調査のところ、「不足部分について別途申立人より徴求する」というところがございまして、実際の調査および対話の促進のところには、「申立人を含む影響を受けた住民およびプロジェクト実施主体の間の対話の促進のため、対話を仲介することができる他、個別にヒアリングを行う」ということがございます。このところで、申立人の活躍の場と申しますか、インボルブメントが図られると考えております。

(発言者F)

民間企業の場合は環境問題をすでに配慮しているということがあります。民間プロジェクトで問題が生じるようなことがあった場合には、すでに問題解決に向けての努力をされているわけで、そういった場合に、J B I Cさんの「対話の促進」が行われるのであれば、個々のプロジェクトのいろいろな状況に応じて対応していただきたいと思っております。以上です。

(矢島次長)

そこは最初の「目的」のところでの議論でもございますが、政府系の金融機関として対話の

促進には当然限界もございますし、プロジェクトの形態、実施主体によってもその限界の程度が違ふということでもあると思いますので、できるだけことはやるという形になっております。逆に言いますと、できないことはできないということでございますので、その点はご理解をいただければと思います。

(グローブ・ジャパン)

遅れてきたので、議論とは関係ないのですが、皆様のお手元に配られております、河野太郎先生から、私見ということで、ガイドラインの異議申し立て手続きにかかわるご意見を全般にわたっていただいておりますので、ここでご紹介をさせていただきたいと思っております。今後、グローブ・ジャパンのメンバー等とも話し合いをしているところですが、委員会等で取り上げたりということも考えておりますので、できるだけ国際的に高い基準を持ったものを作ってほしいと思っております。よろしくお願ひします。

(矢島次長)

ありがとうございました。私から冒頭紹介すればよろしかったのですが、受付のところで配られて、皆さんのお手元にあると思ひますが、河野先生のご意見ということで、これは河野先生のホームページ上にも掲載されているということでございますので、今後の議論にあたっては、河野先生の考え方も含めて論点整理をさせていただきたいと考えております。

(メコンウォッチ松本氏)

以降のプロセスすべてということであればいくつかありますが、まず1点目は、「役割」のところであつた議論したので、それを併せて検討されるならそれでもいいのですが、要綱案の6ページの4、「調査および対話の促進」。ここはかなり明確に、「ガイドライン遵守にかかる事実を調査するために投融資部門に対してヒアリングを行う」、それから、その次の(部分)は「紛争解決のため、個別にヒアリングをする」と書いてある。先ほど入柿さんが、申立者に対してヒアリングをすることができると書いてあるとおっしゃつたのですが、しかし、この書きぶりは、どちらにしても、遵守にかかる事実調査はあくまで投融資部門のヒアリングであるという書き方をし、紛争解決のときに各ステイクホルダーにヒアリングをすると。この書き方に対しては私は疑問があるのですが、この真意を教えてほしい。

それから、7ページ目に行きます。7ページ目のいちばん最初、これもすでに議論していますが、ここでまた登場するので、費用請求については、私は、あまりというか、納得できないところでありませぬ。

あと、「総裁への報告」にかかわるところです。これはどこで議論したらいいのかわかりませぬが、3ヵ月以内に全部やるということに対して、本当に可能かどうかということを含めてご議論いただきたいと思ひているのが第1点。

それから、ここに書いてあるのは、総裁に報告するのはガイドラインの遵守にかかる事実についての調査結果だけですが、われわれは、不遵守があつた場合、こうしたほうがいいのではないかと勧告もその中に含めていいという判断をしています。これについてご議論いただきたいということです。

その二つで、そこまでです。

(矢島次長)

「個別ヒアリング」というのが、ここでは紛争解決に向けた対話の促進に限定的に認められているが、ガイドラインの遵守・不遵守の事実の調査でも必要なのではないかと。その書きぶりのところが1点目。2点目は、もともとこれまでの段階でも、宣誓させるのはどうなのだという議論があつましたが、それと似たところかもわかりませぬが、「費用を請求する」、ここまではっきり書くのかということ。あとは、別の観点の手続き面ということで、「3ヵ月」というのが実際フィジブルなのかどうかという点。それから、審査役の総裁への報告書の内容にかかわるところで、異議申し立てを処理するにあたって制度面、手続き面での改善が必要

であるという場合においては、それも報告の中に入れるのがいいのではないかというのは、これまでの議論の中の方向性でもあったと思いますので、勧告のところは、何か意見があればJ B I Cも言っていただきたいと思います。そういう方向を受けてセカンドドラフトの中に入れておくということだろうと思います。それ以外の、「3ヵ月」も含めた3点について、J B I C、説明してください。

(入柿課長)

まず1点目の調査のところの書き分けであります。実際には、ガイドラインの遵守にかかる事実の調査と、紛争解決のための対話の促進というものが、画然と線が引かれるものではないと認識しております。ここは何を言っているかという、投融資担当部署の義務と、現地のプロジェクト実施主体あるいは影響を受けた住民の権利と申しますか、義務と申しますか、彼らに協力を依頼するという、この2点が大きな柱です。投融資担当部署であれば、まずはガイドライン遵守のためということが中心になってきますし、プロジェクト実施主体と影響を受けた住民の場合であれば、当然のことながら、紛争解決のほうの主になってくるということでもあります。ここは画然と区別しようということではありません。規定の書き方としてこういうのが適当ではないかと判断したということでもあります。

2点目の費用の点については、以前出た議論と同じ話かと思っておりますので、セットにして検討したいと思っております。いろいろご意見はもうすでに賜っている部分だと思っておりますので、そこは第2ドラフトのところでご意見を勘案して書きぶり等について検討していきたいと思っております。

「3ヵ月」が短いのではないかとありますが、このプロセスの中でも書いておられます。3ヵ月間で十分なことができなかった場合には、これを2ヵ月延長すると書いておられます。したがって、遵守・不遵守については、われわれとしては3ヵ月で十分であると考えておられますし、対話の促進については、3ヵ月プラス2ヵ月ということでございます。とにかく迅速性を旨としておられますので、そのあたりでがんばっていききたいということでもあります。

そもそもこの異議申し立て制度は、迅速かつ効率的に紛争処理に向けて対話の促進を行うことができるということも重要な特徴となっているということもございますが、本行のキャパシティの範囲内でできることを行うということについてもご理解をいただいていると思っております。したがって、問題に対して終局的な解決を必ず出す、出せるというものではないだろうと認識しております。長期間にわたって活動することが必要な問題であれば、そこはオペレーション部門ががんばるとか、他の制度等を使っていただくということになるのではないかと考えております。

(矢島次長)

今の説明では、申立人へのヒアリング云々のところは、逆に言うと、完全にきっちり分けてはいないということですから、そういう意味では、ガイドラインの遵守にかかる事実の調査というのもあって、さらに加えて問題解決のためのヒアリングも行うという整理ですね。ただ、文言上こういう形になっているということですか。

(入柿課長)

必要に応じて、当然、やるものだと思っております。

(発言者G)

たぶんそんなにイメージ自体は変わらないと思うのです。ただ、この文章を読む限りは、いったい環境審査役が具体的にどういうことができるのかというところがいまいよいよイメージが湧かないというところで、環境審査役がどういうことを具体的にやれるのですよということを書いたほうがイメージは湧きやすいのではないかと思います。

これは逆の議論もあって、できること規定を書くときに書いていないことはできなくなってしまうのかえって良くないという議論もあるかもしれないので、そこらへんはむしろ、他

の方々のご議論をお聞きしたいと思うのです。この文章を読んで、環境担当審査役は、例えば、現地に行くかどうかということも明確に書かれていないですし、そこらへんを含めた、やれる範囲というか、やる内容というのをもう少し分かりやすく整理したほうがいいのではないかとというのが私の考え方でございます。

(矢島次長)

これまでの議論を整理させていただきたいと思うのですが、だいぶ前で何回前か忘れてしまいましたが、審査役の権限を書くところがございました。そこがややJ B I C案はあいまいであるということで、ここではどういうことができるのか、その調査の内容も含めてその「権限」のところに入れていこうということは共通の認識として出てきていると思いますので、そここのバランスを考えながらこここのところの文言修正を行うということではいかがかと思っております。

(外務省高田氏)

整理はいろいろなやり方があると思います。入柿さんの先ほどの説明には納得したのですが、いずれにせよ今の書き方ではそうは読めません。遵守のためこう、紛争の解決のためこうという今の書き方では、入柿さんがおっしゃられた規定にはなっていないと思いますので、いずれにせよここは整理していただけますでしょうか。

(矢島次長)

その点、J B I C、検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。基本的な考え方に相違はあまりないと思ひますので、そこをはっきり書くのであれば、そういう修正が必要になってくるかと思ひます。

(メコンウォッチ松本氏)

繰り返しになりますが、他の機関を見ても、3ヵ月でやれている例はないのです。効率性はわれわれも大事だと思つて原則にも入れてますが、それでありながら「6ヵ月」と。ここは6ヵ月でも早いほうだと思います。それを「3ヵ月」にするには、組織面での対応とかが絶対に重要になってくると思うのです。これは組織での議論のところでは改めて言ひますが、組織は小さくする、でも、3ヵ月でやるというのは絶対無理だと思つてますので、そのあたりについてどういふふうで考へているのか。これまでの世界銀行なり、アジア開発銀行、マルチはあまり参考にならないと言ひ人もいますが、しかし、少なくとも先行例として、そういうところが6ヵ月でも早いほうだと言ひ中で、3ヵ月でやるというのには、それなりにJ B I Cとしての考へがあつてのことだと思ひるので、「単に効率性の原則で3ヵ月にしました」では、私としてはあまりに理由として不十分ではないかと。もう少し納得のいく理由を言ひていただひたいと思つてます。

(矢島次長)

そこは、先ほどのJ B I Cの説明ですと、できるだけ早くやりますという意味で「3ヵ月」なのでしょうから、これは多分に、この審査役、あるいは事務局のスタッフをどうしていくかというところとも関連が相当出てくると思ひます。そういう考へ方は、後ほど、J B I C側の考へていることも披露していただひたいと思ひておひります。そういう中で立ち返つて、今、何ヵ月がいいのかというのとはなかなか分らないところでもござひますので、併せてまたこの点につきましてご意見をそのときに賜ひたいと思ひておひります。

(メコンウォッチ松本氏)

では、最後にしますが、何ヵ月というのを計算するのは、受け付けて最初の受理の要件を満たしているかどうかとどのくらいかかるか、その際に現地とコンタクトを取るのにどのくらいかかるか、そして、現地に調査に行く場合どのくらいかかるかというのが今までの経験からあ

って、それを考えると「3ヵ月」というのは本当にたいへんであると。私は根拠もなく言っているわけではないということはまず理解してほしいということでもあります。

その場合、さっき延長の話をしたのですが、対話については2ヵ月の延長と書いてありますが、遵守については延長規定がないということからも、私はかなり厳しいことではないかと思っております。

(外務省高田氏)

アイデアですが、これは反対のご意見もあるかもしれないのですが、原則とか、基本とか、「これが基本なのだが、どうしてもできない場合はもう少しかかるのかもしれない」という書き方もあるのかと。ただ、そう書くと歯止めがなくなってしまうという懸念もあるので、私も絶対それがいいという自信もないのですが、一つの議論するアイデアの中には入れていただけますか。

(入柿課長)

われわれも別に「3ヵ月」を全く根拠なしに言っているわけではございません。通常と申しますか、われわれのほうで環境審査を、例えば、外部に一部委託することがあるわけですが、そういった際にだいたい2ヵ月ぐらいで報告書まで上がるというのが経験的に分かっておりまして、それを入れて「3ヵ月」にしたということでもあります。

さらに、これは別に新たに調査をすとか、データを取り直すとかいうものが入ってくるものではない、遵守・不遵守については特に、ということなので、それだけあれば十分ではないかと経験的に判断しているということでもあります。

(東京工業大学原科氏)

今の件は、それぞれデータ、実務をつれて議論をしたほうがいいと思います。そういったデータを提供していただいて判断したらいいのではないですか。「3ヵ月」が適切かどうか。それから、もし「3ヵ月」だったら、その体制を組むとおっしゃったので、組織もそれに対応したものかどうか。そういうデータを今度出していただいたほうがいいと思います。

(矢島次長)

データというのは、今のJ B I Cの説明では、だいたい2ヵ月ぐらいでという、そういうことがありましたが……。

(東京工業大学原科氏)

どういうものに対して、どういうプロセスでどういう時間かかったか、具体例です。こちらもおっしゃっているでしょう。時間がかかるとおっしゃっている。両方おっしゃるわけだから、事実関係は情報がないと分かりません。今は、ここの段階は無理ですから、そういうことで、次、お願いしたいということ。

(矢島次長)

いずれにしても、組織とも絡むところではあるので、そのところでまた立ち返って話したいと思います。

(発言者C)

ODAについては特にあれこれ言うことはないのですが、O O Fの場合、J B I Cはあくまでもワン・オブ・レンダーズであるケースも多いわけです。他のこういう制度を持たないE C A、あるいはコマーシャルバンクとのコーファイナンスというケースのほうがおそらく多いかと思しますので、あまりここの期間を長くして、他のレンダーが御行の意思決定に引きずられてずるずる行くということになると、おそらく出てくるのは、申し訳ないですが、「J B I Cさんはどいていただけませんか」とかいう話になりかねない。そうすると、必然的に、御行が

消えるということは日本企業も契約を破棄されて消えていくということになりかねませんから、そのへんは慎重に対応していただきたいです。3ヵ月でもちょっと長いという気はするのですが、ここにありますが、OOFについては「3ヵ月」ということでぜひやっていただきたい。

(矢島次長)

今の点、補足説明をいたします。民間の非常に大きなプロジェクト、あるいは複雑にリスクを取らねばならないプロジェクトになりますとなかなか一国の輸出者あるいは政府金融機関では賄いきれないものがあります。また、もともとプラント自体が多国間のプラントの寄せ集めになっているようなケースは往々にしてあるのですが、いくつかの輸出信用機関、例えばアメリカの米輸銀とJBIC、あるいは、ドイツのKfWといったところが、ジョイントファイナンスと呼んでいるのですが、協調して一つのプロジェクトに融資をするというケースがございます。そうなりますと、手続きのハーモナイゼーションが必要になってくるというケースが往々にして出てまいります。その点についてのご懸念を今、表明されたということであろうと思います。

それから、「3ヵ月」というそこは、もともと目的が、遵守・不遵守の調査をして、さらに加えて問題の解決ということで、目的が達成されるに十分であるが、しかしあまり長くない、効率性を持ってということが基本なのだろうと思います。また、今後の「組織」のところの陣容との関係が来ます。あるいは、先ほどご発言がございましたが、具体的に調査の過程ではどんな手順が必要で、それにだいたいどのくらい要するのかなどというのは、JBIC側の現状では3ヵ月で十分であろうということではございましたが、その手続き面のところも含めて期間の妥当性は考える必要があるということです。後ほど、審査役および事務局をどういう形でオーガナイズしていくのかということと併せた形で、もう一度この期間の妥当性についていろいろなお意見を賜りたいと考えております。

それでは、次に、「モニタリング・フォローアップ」というところに移っていきいたいと思うのですが、ここでは、JBICの……。はい、どうぞ。

(環境省小川氏)

その前に、3点ほどいかががいたいのですが、よろしいでしょうか。

一つは、3の「手続開始決定」のところの最初の項目で、2行目で、記載内容に「相当程度の合理性が認められる場合には手続開始をする」となっているのですが、「相当程度の合理性」というのは非常にあいまいな言葉でありまして、これで判断すると、環境審査役の入り口での裁量があまにも大きくなってしまいます。合理性があるかどうか、因果関係があるかどうかという問題は非常に難しい問題でありまして、窓口ではなくて、本審査の中で検討されるべき問題だと思っております。そういうことで、ここは、形式的な要件に合っていて、特段の却下の理由がない場合には、原則本審査に進むべきではないかと思っております。これが1点です。

それから、4の、6ページのいちばん最後の三つ目の・であります。「環境担当審査役は当事者の見解をバランス良く聴取すべきである」。これについては全く問題はないと思っております。ただ、その後、「各当事者への個別ヒアリングは可能な限り同様の形式・回数で行われるべきである」となっております。ここは、当事者は、それぞれ地域住民と、企業、JBICの部門は、プロセスにするとどのくらい知っているか、あるいは、能力的に相当差がありますので、形式的に同じ回数を割り当てるとか、形式面で同じということだけにこだわりますと、実質内容的には十分バランスの取れた聴取ができないということがままある。そのへんも、世銀の例などを聞くと、申請した側からの不満の非常に原因になっておりますので、そこについては「実質的な公平性、バランスが担保できるように」ということで考えるべきであると思っております。

それから、5の「総裁への報告」の2点目ですが、ここは質問です。2行目からの「もしくは、特にガイドライン遵守・不遵守にかかる事実について環境担当審査役の調査を必要としないことに当事者の合意があるときには」これこれとなっているのですが、この趣旨が私はもう一つよく分からないので、ご説明をいただきたいと思うのです。全体の趣旨として、遵守・不遵守という問題と紛争処理という問題がここで混乱しているような気がいたします。この異議申し

立ての本来の趣旨、いちばんの趣旨が遵守・不遵守でありますので、そこについては、まず的確に判断するべきではないかと思えます。その点で、2行目、3行目のところがよく分からないので、教えていただきたいと思えます。

(矢島次長)

それでは、「相当程度」と書いてありますが、ここは「手続開始」ではなくて、「本審査」で考えればいいのではないかという点。それから、中立性というのでしょうか、「バランス良く」よりも具体的な表現として「同様の形式・回数」ということになっているのですが、むしろそういう形式的なものではなくて、実質が担保されるような形の表現のほうが望ましいのではないかというのが2点目。あとは、「総裁への報告」のところの真中の「でございますが」、「もしくは」以降のところが分かりにくいので、ここの説明。この3点、よろしく願います。

(入柿課長)

まず1点目のところですが、ここの部分をよく読んでいただきますと、「別添の検討フォームに従い」と書いてございます。それは別添の5になります、14ページであります。ここで「相当程度」と言っておるのは、この検討結果、ここにチェックリストのようにしておりますが、ここを埋めていくことがまず最初に環境審査役がやらなければいけない仕事でありまして、この中で一つ二つバツがあるということで却下するというにはなかなかならないだろうと思っております。ここでいくつかバツがあるが、相当程度の合理性が認められるので手続開始の決定を下すということでありまして。決して完全に抽象的に言っているわけではなくて、かなり具体性のある検討結果に基づいて言うのご理解いただければと思えます。

2点目の、バランスの点で形式面しか書いていないので実質面もということでありまして、ここはわざわざ形式的なところを書いた趣旨は、やはり外から見える公平性というところがどうしてもあるので、多少そこに気を遣って書いたということでありまして。ですから、趣旨としましては、きちりとバランス良く両方に対応する、そこは実質的にも形式的にもバランスが取れていることがいちばん望ましいわけですが、確かにおっしゃることもよく分かりますので、このへんは書きぶり等、別途検討してまいりたいと思えます。

3番目の、「総裁への報告」の中で、「特にガイドライン遵守・不遵守にかかる事実について環境担当審査役の調査を必要としない」ということですが、これは、当事者、申立人のほうから、例えば、これは「3ヵ月」と切っておりますし、遵守・不遵守に注力してもらいよりはむしろ対話の仲介を中心に行ってほしいというものが来るのであれば、それはそれで対応していこうということを表したものであります。ここはそんなに乱発されるものであるとは考えておりません。なるべく間口を広く取ろうという趣旨であります。

(矢島次長)

よろしいですか、今の説明……。はい、どうぞ。

(F o E 松本氏)

今、議論するところであればご指摘いただきたいのですが、私どもNGOの提案の中では、虚偽の申し立てではないということが明らかになった、本調査に入る時点、それに入った時点で融資契約がまだ結ばれていないものに関しては、その調査の期間中に融資契約を結ぶことは止めてほしい。本調査の期間中は融資契約は結ばないということをきちんと明記していただきたい。これは、仮に調査で不遵守ということになれば、当然のことながら融資契約ができるものではないとは思いますが、その調査が実際進んでいる、虚偽の申し立てではなくて進んでいる場合に、融資を調査の途中で契約するということは手続きとして止めていただきたいと思っております。

もう1点は、調査報告書の中身です。これは何も特に書かれておりませんが、NGOの提案の中では、当然のことながら現地で起きている社会環境影響がJ B I Cの環境配慮の不遵守に

よるものかどうかの判断と、その根拠とその説明、2点目です、3点目が不遵守にかかわる対策についての意見について具体的に書く、4点目がインタビューをどういう方にしたのかを書く、5点目に、どういう資料を参考にしたのか、その文献のリストなどを書く。これはNGOの提案の14ページから15ページにかけてですが、調査報告書の中にはこういったものを盛り込んでいただきたいと思っております。ぜひ、細かい点ではあるかと思っておりますが、そういったところもこの手続きの中で組み込んでいただきたいと思いますと思っております。

3点目は、先ほどの時間の問題と少し関係するかもしれないのですが、私どもは、最終的な調査報告書が出される前に、きちんと事業者や、あるいは申し立てをした人から、ドラフトの段階で一度意見聴取をして、それも踏まえた形で最終報告書にしていきたいと思いますと思っております。それに対して特に意見を述べる期間を15営業日、さらにそれをまとめる期間を10営業日、合わせて25営業日を計算しているのです。こういったこともやっていくことになる、やはりある一定の期間が必要ではないかと思っておりますので、期間を考える際にこのところも考慮に入れていただきたいと思いますと思っております。

(矢島次長)

今の点は、まずは、融資契約前に本調査を行っていただければ、その融資の判断を延ばすということですが、ここは、多分にきょうの最後の段階でJ B I C側の考えをもう一度確認するというのが前回の約束だったと思っておりますが、申し立ての期間をどうとらえていくのかということと非常に関連するところですので、一度、きょうのところを進めたうえで、J B I C側の考えを、そういう約束になっていたと思っておりますので、話していただいて、その段階でまた議論をしていただくのがいいかと思っております。

報告書の中身のところは、一般的にはおっしゃったような内容が入ってくるのだらうと思っておりますが、ここでは必ずしも具体化してません。後ろにあるのですか。後ろのところも含めた説明をしていただきたいと思います。

あと、ドラフト段階で意見聴取するというのは、これはまた時間等の関係も出てくるのだらうと思っておりますが、十分ヒアリングをしたうえで審査役が判断するというところだらうと思っておりますので、どこまでドラフトを提示する必要があるのかというのは、手続き論としてかなり議論があるところだらうと思うのです。その2点について、J B I C側から。

(入柿課長)

まず、報告書の内容ですが、18ページ、別添7というところに、「環境担当審査役の報告書の骨子」ということで、ここにわれわれが今考えているところの項目を列挙しております。このところにつきましては、これは報告書の骨子ですので、これまでいろいろとご議論されてきたものの結果を踏まえて再度見直しをするということかと思っております。

審査役がいったん申立人等に審査結果について意見を求めるということについては、われわれとしましては、審査の中立性といいますか、独立性を十分に確保するためにはそういったプロセスはむしろ取らないほうがいいと考えております。

(矢島次長)

他に意見はございますか。どうぞ。

(東京工業大学原科氏)

ドラフトを示して意見をいただくという手続きは、「独立性」というご意見でしたが、逆に、きちんとした客観性の高い報告書にするためには確認が必要です。ドラフト段階で結構きちんと事実関係が確認されることはありますから、その意味では、ドラフトできちんと出して答えてもらうというのは大事なプロセスではないですか。最近、私のところの大学の中で若干似たようなことがありました。ドラフト段階できちんとしたレスポンスがなかったのでちょっと困ったということはいくら最近あったものですから、やはりそういったことは、こういった報告書を作るにはたいへん大事なことでないですか。

(矢島次長)

ここは、異議申し立てをいただいて、それに対して審査役がいろいろな方々から中立的に話を聞いたうえで取りまとめるということなので、申し立ての方に、通常、他の類似の制度を見ましても、ドラフトを提示して意見を聴取するというのはなかなか考えにくいのではないかと思います。そこは、J B I C側としても新たな提案だとは思いますが、少し検討はしていただきたいと思いますが、異議申し立てを受けてその判断を下すということですので、ドラフト段階で提示するというのは手続きとして考えにくいのではないかと思います。そこは少し検討していただいたほうがいいかと思います。

(東京工業大学原科氏)

今のは、事実関係の確認という意味では、ドラフトに書きますね。必ずしもきちんと事実が記録されない場合が普通起こるのです、人間のやることです。その意味で、ドラフト段階でもう1回チェックするというのはおかしくないと思います、手続き上。だから、意見、議論して決め……。

(矢島次長)

報告書、あるいは結論部分ということではなくて、あくまでファクトの確認ということでおっしゃっているのですか。そういうことであれば、また少し違う考え方も出てくるかも分かりませんが、そこは少し検討していただければと思います。どうぞ。

(メコンウォッチ松本氏)

今のところの補足ですが、ドラフト段階で、両方の意見を集めるのです。投融資部門と申立者と、両方とも意見を言ってもら。特に遵守・不遵守にかかるところなものですから、そこについては、根拠となる事実関係について、投融資側、それから申立者側から意見を言ってもら。それは、今、原科先生が言ったように、事実関係をちゃんと精査するということと、もう一つ、実は、その後でその三つを情報公開するのが、一般的というか、国際機関で行われていることです。そのことによって、ある種、審査役というかその審査がやったことが本当にちゃんとバランスが取れているかということとをさらに外側の人間がチェックしているというのが国際機関の場合はあるわけです。つまり、最終報告とともに、そのドラフトの段階で寄せられた申立者と投融資担当部門の意見、その三つをみんなが見られて、これならこういう結論になるのだらうということがある種アカウンタブルになるという意味で、国際機関はその三つを公開している。これは補足的な情報ということです。

(矢島次長)

それでは、次の「モニタリング」のところに移らせていただきたいと思うのですが、ここは……。

(発言者B)

お配りしたJ B I Cの案の18ページの別添の「環境担当審査役の報告書の骨子」を見ておりました、異議申立者からの、内容に対する、いろいろ調査したところを書くということですが、確認です。プロジェクトの場合について、いろいろな人がたぶんいるでしょう。このプロジェクトに対して、「ガイドライン不遵守で、したがって反対である」という地域住民のひと、「ガイドラインは遵守していてプロジェクトには賛成である」という地域住民のひと2人いるとした場合につきまして、普通多数決を取ったりするものですから、そういうのが通常だと思うのですが、この報告書の骨子の中には、異議申し立ての人はもちろん意見が入ると思うのですが、そのプロジェクトに関係する人で、逆に立場を異にする地域住民の人の意見、逆に言うと「ガイドラインを遵守してプロジェクトはやっていくべきである」という地域住民の人の意見もあれば、それもきちんと網羅されて報告されるという理解でよろしいでしょうか。

(入柿課長)

そこはそのとおりでございます。

(矢島次長)

それでは、次に、「モニタリング・フォローアップ」のところに移らせていただきたいと思います。ここはJ B I Cの案は非常に簡単な記載になっているということもありまして、一方で、メコンウォッチ、F O E ジャパン等15団体11個人の方々のご提言の中では、ポイントとしましては、不遵守への対応をモニタリングすべきであるということです。審査役の提言に対して、総裁からの投融資部門に対する指示がどういう形で行われているのかというところのモニタリングが非常に大きなポイントだろうと思いますので、そこは、そういう提言も含めて、J B I C側の考え方をまず説明していただきたいと思います。

(入柿課長)

このところは、われわれとしましては、環境審査役の役割は、遵守・不遵守を判定し、さらに対話の促進を行うということですが、一応期限を切って行う、で、その結果を総裁に報告して、その後、その報告を受けて、事務方と申しますか投融資担当部署がなんらかの措置を取るということでございます。したがって、フォローアップのアクション、モニタリングのアクション等は基本的にはすべて投融資担当部署の責任において行うということを考えておりましてこういう形にしたということではございます。

ただ、いろいろと言われておりますが、この環境担当審査役がまるで何もなくていいのかということになるかと思うのです。そこは、われわれのほうとしましては、ある程度投融資担当部署から報告をさせる、定期的に報告をさせることは必要かと考えております。環境担当審査役のほうも、活動状況ということで、それぞれ報告と申しますか、外に対して公開していくことになるかと思っておりますので、そういった中で、多少そういった点についても必要があれば触れていくということかと思っております。

(矢島次長)

いかがでしょうか。だいぶクリアにはなってきたのではないかと思います。

(メコンウォッチ松本氏)

ここに書かれていることとその後に入柿さんの補足説明との間に若干のギャップがいつもあって、当惑するところがあるのです。要するに、今、おっしゃったようなことは、書かれているところでは分からない。かつ、7ページ、J B I C案の「モニタリング・フォローアップ」で、「案件のモニタリングは」と書いてあるわけです。つまり、われわれが議論しているのは、このプロジェクトそのもののモニタリングを審査役がすべきだと言っているわけではなくて、矢島議長に読んでいただいたように、不遵守の場合、それへの対応策が総裁の指示で投融資部門に出る、それが行われているかどうかはこの審査役がモニタリングをして、定期的にそれを年次報告という形で明らかにしていくべきではないかというのがわれわれの趣旨です。かつ、それは永遠にやらなければいけないかということ、そうではなくて、対照表で言えば、最後から2番目ですか、その次のページになりますが、十分な対応を取られたと審査役というかパネルが判断した場合は、そういう判断をしたということで関与の終了を総裁に報告するというでもちろん区切りはつけるわけです。そういう意味からいくと、ここは、私とすれば、この審査をした側の人間が対応策についてはモニターをしていく。世界銀行のときの経験から実は私はこれを言っているのですが、結構そういう問題があったものですから、ここは、申立者とかそういう人たちからの意見を歓迎してモニタリングをしていくというのが、せっかくこの制度を作っているわけですから、うまく機能させるためには重要なことだとは思っています。

(入柿課長)

そこは言葉足らずですみません。これまでのところはわりと、この文章はこういう意味だということで申し上げていたところですが、ここの部分は明確にこういうふうにしたが、その後、いろいろとご提案等も受けて書き直したいとということでもあります。

(O D A ウォッチャーズ坂元氏)

一つ分からないのですが、 J B I C のほうの調査する主体は、投融資担当部長になるわけですね。で、同じ N G O ですが、メコンウォッチや地球の友のほうの15団体等が主張しておられる趣旨の主体は、たぶん環境担当の審査役のほうが主体になると思うのです。私はそれがいいと思うのですが。その場合に、環境担当の審査役は、環境ガイドラインで自分が報告書を総裁に出しているわけですね。その当該目的と当該主体についてある程度モニタリングしないと、出っぱなしになってしまうのではないかとという点が1点あります。

それは今後の「組織」の問題にかかわってきます。どれだけの手足が要るのかとか、どのぐらいの経費をかけるべきなのかとか、どれだけの期間が要るのかとか、この問題はありますが、その話については、今のご説明である程度理解しているという趣旨で理解していいのかなと思うのです。そこが1点です。

もう1点は、技術的な話ですが、この前の議論のときに、「期間」のところ、融資契約調印後にその前にさかのぼることができるかどうかという議論と、貸出終了で、プラスモニタリングの期間まで行けるのではないかと議論があったと思うのです。このモニタリングのときに申請を出したときには、まさにモニタリング中のフォローアップ作業中にまた環境審査役が調査に入るわけです。こういう矛盾もあるので、基本的にはある程度環境担当審査役のほうに主体的なフォローアップの調査部隊か何かが必要ではないのかと、実務的にも、思うのですが、いかがでしょうか。考え方が間違っていたら教えてください。

(矢島次長)

そこはそういう誤解もあると思います。私はかなり明確に申し上げたつもりですが。ここでの設計は、報告書が審査役から総裁に対して出されて、それについて総裁が判断して、投融資部門に改善の指示が出る。その改善を行いながら案件を、まさにそういう意味では問題の解決に向けた改善というのも入ると思いますが、それを行っていくのは投融資部門である。審査役は、その投融資部門が勧告に基づいて作業を行っているのかどうかというのをモニタリングするという構成でご理解をいただいているのではないかと考えております。

(外務省高田氏)

同じ「モニタリング」という言葉を、ガイドラインでのモニタリングと、ここの申し立て手続きのモニタリングで、違う意味で使うというのは、今のような混乱も招きます。これはもともとガイドラインを受けての申し立て手続きですので、ガイドラインのモニタリングは「モニタリング」、異議申し立て手続きの総裁に報告を出した後どうなっているかというのは、例えば「フォローアップ」というふうに、言葉を使い分けることをすれば、今のような混乱は起きないでいいと思います。

(矢島次長)

分かりました。確かにそういう整理は非常に分かりやすいと思いますので、そういう点も含めまして、多分に言葉の定義が違っている、あるいは、これまでの議論も、想定しているプロジェクトが違ってなかなか議論がかみ合わないところもありますので、今のは一つのいいアイデアだと思いますので、含めて考えていただきたいと思います。

それでは、次のページで、「情報公開」のところに移っていききたいと思います。情報公開のところは、申し立ての申請書の中にもそういう事実がございますし、ポイントとしては、申し立てを受理した時点でどう考えるべきか、それから、報告書の提出時点と、それから、今のようなことがあれば、フォローアップ後のそれをどう考えていくかという、大きく三つの時点があると感じております。まずは、 J B I C の基本的な考え方を説明していただいて、それから

話を進めていきたいと考えております。

(入柿課長)

「情報公開」ですが、私どもは、特殊法人と申しますか、独立行政法人等情報公開法の枠内で活動しているわけでありますので、その趣旨に従ってやっていくというのが大前提になります。それをご理解いただいた上で、誰に対する情報公開かというのが二つあると思うのです。一つは申立人とか当事者です。あとは、広い世間ということになるかと思えます。まず、異議申し立てが行われたときには、異議申し立ての受理の事実について申立人に書面で連絡する、それから、調査開始となったかどうか、異議申し立てを却下した場合、その旨をまた申立人のほうにきっちりと連絡をします、ということです。それで、最終的な環境担当審査役の報告書、あるいは投融資担当部署の意見書については、これはかなり案件情報等が入りますので、基本的には当事者間の合意に基づいて広く公開するというのを考えております。

一つ抜けておりますが、環境担当審査役の報告書、それから、投融資担当部署の意見書は、後ろのフォームを見ていただくと分かりますが、申立人には通知することになっています。

その他、環境担当審査役が業務を通じて知り得た情報については、当事者の合意、および法の定めるところ、今言いました情報公開法に基づいて公開することができるということであり

ます。それから、環境担当審査役のほうは、なるべく広く活動を認知されるように、パンフレット等を作成して広く広報努力をしていくということでもあります。

(外務省高田氏)

8ページの「その他業務を通じて知り得た情報」というのは、報告書でもなくて、いったいどういうのを想定しているのか、これはどういう趣旨の規定なのか分からないのです。

(入柿課長)

これは、調査の過程で入手した原資料です。報告書を書くにあたって参照した原資料等を指しているものです。

(外務省高田氏)

それを公開することができるというのは、情報公開法上の開示請求という意味ではなくて、分かったことを、報告書ではないが積極的に出そうという場合があるかもしれないという意図ですか。

(入柿課長)

いいえ。ここは、基本的には情報公開法に基づく開示請求に対して行うということであり

(矢島次長)

ここは先ほどの議論ではないですが、言葉の定義が、いわゆる積極的に情報提供していくところと、情報公開法の下で請求が来て対応する情報公開と、若干ニュアンスが違うのが二つ入っている感じもしますので、整理が必要かも分かりません。

(東京工業大学原科氏)

そういう意味で、若干誤解が生じる可能性があります、「当事者間の合意に基づき行われる」という言い方は。今、おっしゃったのは、情報公開法の対象になるのは、当然、公開ですね。「その他」ということですね、その他に関しては「当事者間の……」、そういう趣旨……。

(矢島次長)

今、私が整理をしたのは、異議申し立ての手続きがありまして、これに基づいて、そういう意味では先ほどお話ししたいくつかのマイルストーンで出すものがあるのだらうと思うのですが、それをどういう形で情報提供していくのかというのが一つあるのだらうと思うのです。それとは別に、法人文書として、すべてのものが、原資料も含めてJ B I Cの中に蓄積されるということでございますので、それに対して情報公開請求が出てきた場合には、その法の精神に則りながら情報公開をしていかなければいけない。もちろん情報公開法の精神に則りながら情報提供も行っていくわけですが、そういうことにおいて「当事者間の合意」ということが出てきているということだらうと思うのです。

(メコンウォッチ松本氏)

いくつかあるのですが、一つは、公開されるものの対象です。私は、例えば、不受理だった場合、それに対して反論が出てきた場合は、そういうものも公開されるべきではないかと思っています。

それから、これは入柿さんが最初に整理したとおり、パブリックに向けるものと申立者に対してと、2種類あるわけですが、私は、この制度の意味からいけば、申立者に送ったものを公開することは必要ではないかと思います。

それから、「当事者間の合意」と言った場合、この「当事者」というのは誰なのかということも同時に、私とすれば、この制度の性格上、遵守・不遵守を問うわけですから、この報告書については基本的に公開、それに対する投融資部門の対応策についても基本的に公開であるとするべきではないかと思います。

例えば、個人情報に関する部分とか、あるいは、商業上の秘密については情報を公開できないということはもちろん書く必要があるのかもしれませんが、基本的には公開を原則にする。この「当事者間の合意」というのが本当に、遵守・不遵守を問うた審査過程の報告書と、それに対するJ B I Cの対応策のところが必要なのかについては、はなはだ疑問があると思います。

(矢島次長)

ここは、考え方の整理として、報告書は、J B I C案にも出ておりますが、原則開示するというのでございますので、そういう意味では、報告書の書き方にもよるのだらうと思うのです。その中に、当然にして、民間プロジェクトの場合ですと民間企業の競争上の不利益になるといった情報が多々入る可能性がございます。ですから、そういうものを含めて、そういうものも多分にいろいろ入っている情報について、例えば、情報公開法の下で請求を受けた場合には、その部分は墨塗りになって出ていくということですが、報告書を墨塗りで情報提供するというのは格好が悪いというのでしょうか、現実的な話ではないかと思っておりますので、そういう意味では、一つは報告書の内容の書き方にもあるのかと。ですから、情報公開をある程度前提にした形の報告書の書き方が当然にして出てくるのではないかと思っておりますが、そのへんはいかがですか、J B I Cは。

(入柿課長)

まさにそのとおりで、基本的には、原則は公開であります。どうしても環境担当審査役の報告書、あるいは投融資担当部署の意見書なるものが情報公開法に照らすと不開示になる情報を含める程度を容れないかもしれない。法人情報であったり、商業上の秘密、個人情報も入りますので。したがって、そういうものをある程度公開するためには、最低限にしか書かないとは思いますが、ここは、「当事者間の合意」が要ということの一つ書いておく。金融機関として、われわれとしても守秘義務を負っておりますので、そういう原則をここできちりと書いておきたいという趣旨であります。

(矢島次長)

ですから、さらに加えるとすれば、合意が得られやすいような形式で報告書をもともと作成していくというのはあるのだらうと思います。はい、どうぞ。

(外務省高田氏)

さっきのところと関連するのですが、同じことの繰り返しにもなるのですが、その他のところの、「当事者の合意および法の定めるところ」というのが、これがもし情報公開法の趣旨であるならば、「当事者の合意」というのは要らないと思います。「法の定めるところ」だけで情報公開法と一致します。情報公開法の開示ではなくて、別に何か意図があって公開されるというならば、それは「当事者の合意」があり得ると思うのですが。

それから、今も議論になっていました報告書のところですが、「当事者間の合意に基づき」という今の書き方だと、当事者間で合意できないところが入っていると全部が公開されないように読めるのです。おそらく企業の方、あるいは相手国側にとって、合意されては困ることは、法人情報などで当然あり得ると思うのですが、それは、そこが伏せられた形で、墨塗りは確かに格好良くないというのはよく分かるのですが、切り離すか何かして、公開できないところは公開しないのだが、公開できない部分があるからといって全部が公開されないように読むのが素直じゃないかなという今の書き方は工夫をいただければと思います。

(入柿課長)

最初の点ですが、私どもの考えでは、情報公開法との関係ですが、情報公開法の中で、法人情報等で非公開を前提に提出した資料は不開示事由になるわけです。で、当事者間の合意があれば、そこは不開示が前提ということにはならないのです。したがって、当事者間の合意があれば、法の定めるところによって公開される範囲が広がるということなのです。

(東京工業大学原科氏)

非開示情報は6種類ありますが、例えば、意思形成過程情報は原則公開なのです、よほど相当事由があった場合に部分的に非開示になるのです。そこは、原則公開だが、6種類に関しては……。個人情報とか、法人情報とか、意思形成過程……。いろいろあります、6種類。ということなので、原則公開。だから、おっしゃるように、当事者間で合意しても、例えば、それは公開しなければいけない場合もあります。だから、自動的に非公開にならないです。言い方が少し誤解を招くのではないですか。

(入柿課長)

そこはそういうふうに申し上げたわけではなくて、法の定めに従って不開示情報になる情報であっても、当事者間の合意があれば不開示にならないということがあり得るので、ここに「当事者間の合意」と書いたということを申し上げているのです。

(メコンウォッチ松本氏)

一つよく分からなかったのは、受理をされたかどうかというのは申立人に行くわけですが、最終の報告書とか意見書については本人に渡されるかどうかがないということが一つと、では、その申立人が自分で公開してしまうということができ……。つまり、守秘義務を申立者に負わせるつもりなのかどうかという、2点を教えてほしいのです。

(入柿課長)

最初の点は、ご説明しましたとおり、別添の、そこは抜けておるところであります、17ページに、申立人への報告の通知例が出てますとおり、申立人には報告書ならびに意見書を送付いたしますということでもあります。それで、原則でございますので、報告書、意見書はそれぞれ当事者の合意に基づき今後公開されることとなります、と書いております。したがって、若干、前のほうの書き方が混乱を招くということであれば整理はいたしますが、われわれの意図としましては、基本的に、当事者の合意を得てすべて原則公開するということでもあります。

だから、なんらかのあれがある場合には守秘義務を課すこともあり得るということであろうかと思いますが、ここは原則としてそういうことはないということなのです。

(矢島次長)

今の点は、後半の部分は報告書の情報公開をどう考えていくかということでありましたが、その前の段階で、メコンウォッチの松本さんから、申し立ての受理をした段階での公開とかいう点も含まれておりました。報告書の段階になりますと、原科先生がおっしゃっていたように、意思形成過程ということにはならないと思いますが、むしろ個人情報、法人情報というところはかなり不開示情報が限定されてくると思います。一方で、申し立ての受理のところになりますと、これから審査をしていくということでございますので、そこは、報告書とはまた別の観点で情報公開をするのが適当かどうかという、いろいろなご意見があるのだろうと思います。そのへんのJ B I Cの考え方について説明をお願いします？

(入柿課長)

申し立てがあった事実をわれわれのほうから積極的に公表することは考えていないわけですが、当事者が公開してしまうということについては、実効性もありませんし、それを言うなというのは、そこまでは無理かと思っています。

ここでわれわれが申し上げておりますのは、申し立てを受理しましたということで、どういふ内容の申し立てを受理したのかということ、われわれのほうから、調査が完了するまで、出すということは考えていません。

(環境省小川氏)

今、入柿さんのお話で、先ほどは原則公開と言われたのですが、今の直近のお答えでは、申し立てがあった事実を積極的にJ B I Cのほうから示すつもりはないと言われたのですが、そのあたりで、原則論がどうなのかよく分かりません。私は、情報公開のここに書いてあるのを厳密に読むと、もし当事者が合意しなければ案件の存在すら全く外に出ない可能性があると思うのです。そうすると、ここに書いてあるのは、原則公開ではなくて、全く出ないということになってしまいますので、ドラフトされるときに、原則論が何であるのか、それから、しっかりコアとして出す部分、案件があったことは出すとか、報告書については出すという、「出す」部分と、あとは当事者の合意によって出さないこともある部分と、そのへんを技術的にしっかり書いていただきたいと思います。でないと、非常にあいまいで、これを読んだだけでは分からないということになってしまいます。

(矢島次長)

確かにご指摘の点もあると思います。ただ、整理として、報告書の段階は完全に審査が終わった段階の報告書ということだろうと思うのですが、受理をして、これから予備審査あるいは本審査に入っていくという段階ですから、その段階では最終結果がどういう形になるか分からない。ただ異議申し立てを受け付けましたという段階でございますので、ここはかなり、特に産業界の方のご意見が当然にしてあるのだろうと思いますが、レピュテーションリスクが出てくるところなのだろうと思うのです。最終結果が出ない段階で、例えば、民間の特定プロジェクトについて異議申し立てがありましたということ、私どもから発表するということが望ましいとおっしゃるご意見もあるわけですが、その段階で、最終的な結果が分からない段階で民間プロジェクトの業務に支障が出ると、レピュテーションリスクというのは十分に考えられる。そういう意味では、報告書の段階はきちとしたもので、当然のことながら、原則出すということだろうと思いますが、その途中段階のところは別の観点が必要になってくるというのが背景になって今のJ B I Cの説明になっていると私は理解しております。このへんは、逆に、産業界の方、ご意見はございますか。

(発言者B)

要するに、ガイドライン不遵守であって、プロジェクトに反対の人が異議申し立てをすることを、その人の主張することが妥当であるかどうかについて、例えば、ガイドラインは

遵守プロジェクトは進行すべきであるという人が全く知らされずに、どんどん調査が進行して発言する機会も与えられずに報告書が出るということは避けるべきではないかと思います。

いろいろな見解があるわけでありますので、少なくとも、それを公表するかどうかはあるのでしょうか、ステイクホルダーの中に、ちゃんと認知される人に対しては、これこれこういう主張がなされているが、それに対して同意するか同意しないか、あるいは、そういう事実はあるかどうかということについてははっきり聞くべきではないかと思います。特に、「地域住民」という定義がどこまで含むのかということで、今回、2人以上ならばいいというわけでありますので、例えば、ダムにしる、大きなプロジェクトにしる、2人が提案して、残りの人についてはどうなるのかと。争点が、例えば、アセスメントについてやっているかやっていないかというときに、それを判断する行政側のほうについて、もし「やっていない」という主張をするならば、行政側が「やっている」という立場ならば、そこは、やっていないという意見が出ているということについて、アセスメントの実施について判断したところについて、しかるべきそういう意見についてはどうだろうかということは、中立性の観点でお調べいただくのだろうと思いますが、J B I C が知る範囲内であたるということだけに限定するのか、それとも、ちゃんとしかるべきステイクホルダーが全部リストアップできればいいと思うのですが、そこはある程度きちんと公平な調査がなされるような担保が必要だと思います。

(矢島次長)

その点は、先ほどからも話しておりますように、できるだけ中立性を保ちながらということの確認されていると思います。

(発言者A)

今の点、ファイナンスをクローズする前にそういう情報公開をされるというケースになりますと、O O F の場合、借り手のプロジェクトの実施者のほうが J B I C さんの融資を借りるのを止めようという判断に傾くことが容易に想像できますので、そのへんは報告書の段階でもって公開するという形にさせていただきたいと思います。

(矢島次長)

今、融資決定の前というお話が出ましたが、はい、どうぞ。

(発言者H)

レピュテーションリスクの問題はもちろんあるのですが、あまりどう考えていらっしゃるか分からないのですが、企業としては、あるプロジェクトで、例えば、A という企業がやっているとか、その A という企業は B という企業と一緒にコンソーシアムを組んでやっているとか、そういうこともすべて非常に重要なコンフィデンシャルな情報なのです。それなので、あるプロジェクトの名前があって、そこに何々と何々と企業の名前が出るだけで、これはものすごくコンペティションを邪魔することになる。非常にそのへんまで考えると、先ほど不受理の場合も公開とおっしゃったのですが、それに対しては、さらにレピュテーションの問題として、そういうプロジェクトをこの会社はやっているのかとかいう印象を世間に与えるということも、非常に企業側としてはマイナスのイメージとなって困ると思うのです。

(外務省高田氏)

産業界の方のご懸念もよく分かります。何かこの範囲ならというのは……。例えば、私も、中身が乗っかってしまったり、会社名が出たりというのはあんまりだろうという感じはするのです。非常にふわっとした書き方とか……。というのは、積極的に公開されないということですが、では、例えば、来ているのかどうかという質問が外部からあった場合とか、あるいは、「そもそも環境審査役は動き出したが、来ているのですか、ものは。それともゼロなのか」とかいう問い合わせ、かなり強い問い合わせ、方面からの問い合わせとかがあった場合に、それも全く答えられないのか。企業の方にご迷惑をかけない範囲で、この程度ならというのが、

「どこかの国で1件」とかいうのがいいのかどうか分かりませんが、何か方法はないのでしょうか。

(発言者I)

まず、基本原則というところに立ち返ってみると、基本的に、この制度自体はまず透明性があるということが原則で、それを基に、今回、原則情報公開をしていくというところの規定になっているかと思うのです。先ほど小川さんのほうからも言われておりましたが、まず文言からして、透明性を観点に原則公開というところが非常に不明解。逆に、合意がなければ出せない、なんとなく全く反対のような印象も受けるというところが一つある。

あとは、情報公開のほうですが、確かに、レピュテーションリスクというのは考えるべきところもあるのかもしれません。ただ、それは情報公開をどこまでやるかというその中身でいろいろコントロールできるところもあるかと思えます。世銀の例を見てみれば、そこはマルチとバイドということをよく言われるから、例としてふさわしいかどうかは別ですが、途中経過についてはウェブサイトの情報公開を行っている。そこは当然、企業のコンフィデンシャルティもある程度配慮した形にはなっている。だから、そのやり方はいくらでもあるかと思うので、そこを工夫しながら、本則である透明性をちゃんと担保してここで確保していくべきで、それを議論していくのが必要だと考えます。

(ODAウォッチャーズ坂元氏)

今の話の続きになるのですが、やり方の問題です。本音のところを言うと、地球の友の松本さんがこの前の段階で言われていた、まず一つは、融資決定前に申し立てを受け付けるかどうかという問題と、もう一つは、その論議なり、調査なり、結果が出るまでは融資決定をしないということが担保されるのかどうかという問題と、実は本質的というか、実際のところでは非常にリンクしたところに来ているのではないかと私は思っているのです。どういう意味かというと、これは、情報公開もされない、しかも、そのままわれわれが対抗手段も持たないままに融資の決定がされて、その後でしか申請ができないという、手足をもがれたような形でわれわれNGOの形になる。私の一つの考え方は、ですから、手続きとかネゴシエーションの問題ですが、まず融資決定前の申し立てを認める。しかも、内部のクローズドのやり方はいろいろなやり方があると思えますので、情報公開という面で問題が非常にあったら、その担保を取りながら、基本的には融資の決定はその調査結果を踏まえたうえで後にするという形になれば、ある程度妥協できる面も、私はあるのではないかと思うのです。それぞれの方のご意見を聞きたいです。

(矢島次長)

融資承諾前に異議申し立てを受ける受けないというのは非常に重要な問題なので、この後で立ち返って入りたいと思いますが、情報公開の観点は、必ずしもそれとリンクしているということではないと思っております。そういう意味で、先ほどの情報公開のところはいろいろ議論いただきましたが、実際に情報公開法という中の不開示事由の中で、特に本件、こういう異議申し立てにあたって重要だと思われるのは、これは申立人の方の問題もあると思えますし、プロジェクトの実施主体と両方あるのだらうと思えますが、個人情報、それから、法人情報といったところが非常に重要だと考えております。そういうことを前提にしたうえで、合意が得られるような内容を念頭に置きながらまず報告書は作っていく必要があるのではないかと。そういうことによって基本的に開示ができるということになってくるのだらうと思うのです。同じようなことを、申請を受理した段階で、先ほど財務省の方からのご提言もございましたが、コンフィデンシャルティに配慮しながらできるのかどうかということ、その観点で、一つ、整理をしていただきたいと思います。

(発言者H)

誤解されては困るのですが、情報公開しては困ると言っているわけではなくて、でも、情報

公開に対して審議役になられる方の役割は非常に重要だと思うのです。相当偏った方がなられたりというのは困るわけです。中立性ということが出ているわけですが、そういう中で、正しく本当に、これは情報公開が妥当かどうかという判断がつけられれば、ある程度のところまでの情報公開はやっていくべきだとは思いますが、そこらへんの配慮というところで、価値観の違いといいますか、企業側の価値観も理解していただいて、十分そういうところの配慮をいただきたいということなのです。それは、レピュテーションとかであり、また、先ほど言ったような、名前一つとっても、コンソーシアムの名前は別に重要ではないと言ったら重要ではないと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、どこの会社とどこの会社が組むというのは非常に重要なことなので、そのへんの価値観まで分かった方にちゃんと判断していただいて公開していただきたいということです。ここの規定とはかかわらないのですが、運用のところでは相当な配慮をいただきたいということになると思うのです。

(発言者B)

確認したいのです。報告書、意見書を当事者の合意に基づき今後公開するかどうかという点について、全部公開するかしらないかということではなくて、先ほど、企業秘密に該当するところとか、個人情報保護するところについては黒塗りで消してやるという話もありました。基本的には公開するというので、その際に、企業秘密に属する部分、該当する部分については、そこは合意がない限りは黒塗りのままと、もし合意ができるならばその黒塗りが解除されるという理解をしているのですが、それでいいかどうかを確認したいと思います。

それから、2点目で、先ほど17ページの中の別添6、「申立人への環境担当審査報告書の通知例」というのがありましたが、この申立人への通知について、通知文は、企業秘密についても配慮して黒塗りのものが渡るのが、それとも、黒塗りの個所がない部分まで全部渡るのがどうかということを確認したいと思います。

もし、黒塗りのところがなくて、同意もしていないものの文書が行くとするならば、申立人の通知の中では、許可なくもしこれを第三者に公開した場合については訴えられますよということについてははっきりと書くべきではないかと思えます。以上です。

(矢島次長)

まず、そもそも論のところでございますが、当然のことながら、不開示情報にあたる、先ほどもお話ししました法人情報、個人情報のところを私どもが勝手に公開することはあり得ません。ただ、形式として、そういうものも記載されたものを墨塗りという形で、例えば、ホームページ上で公開するのか、あるいは、そういうことを斟酌したうえで報告書をもともと作っておくのか、やり方はあるのだろうと思えます。ただ、基本的には、個人情報、法人情報に該当するところは公開はしないということ。万々公開してもいいですよということであれば、それは公開する。先ほど入柿課長のほうから話がありましたが、積極的にもっと出してもいいですよということであれば、それは出すことはあり得るのかも分かりませんが、原則は、個人情報、法人情報の不開示情報に照らしながら、それを念頭に置きながら報告書を作っていくというのが非常に現実的な話ではないかと考えております。

(東京工業大学原科氏)

そういうことであれば、この表現は、意見書については「当事者の合意に基づき」と書いてあるでしょう、これはないほうがいいと思えます。基本的に公開だと。公開するが、文書の作り方で工夫するわけでしょう。だから、このところは要らないと。今、個人情報の一部なのです。個人情報すべてが自動的に非公開ではないです、これは。「の一部」。企業情報も「一部」です。それは、それぞれきちんとした正当な理由がないと非開示できないです。例えば、役所の役人でも、しかるべき理由がなければすべて個人名が出ますから。だから、個人情報の一部なのです。そういうことであれば、ここの「当事者の合意に基づき」という表現は削除していただきたいと思えます。

(矢島次長)

そこは原則論として、今、私が申し上げたのは、現実的には合意が得られるような内容で書くということではありますが、ただ、手続きとしては、両当事者間の合意というのでしょうか、それぞれ合意をいただかないと公開はできないと思います。ただ、表現ぶりとして入れる入れないという問題はあるのです。忖度しながら報告書を作るのが現実的ではないかと申し上げましたが、それで本当にいいのかどうかというのは、別途確認をしなければいけないところではないかとは思いますが。

(メコンウォッチ松本氏)

私も原科先生の意見に賛成ですが、あえて、この「当事者」というのはどこまでに限定しているのか教えてほしいのです。

(矢島次長)

これは申立人と実施主体ですね。

(入柿課長)

申立人と実施主体です。

(発言者Ⅰ)

議論の参考になるかと思しますので、ちょっと読み上げさせていただきたいと思うのですが、まず独立行政法人法の情報公開に関する法律の法人の担当の部分です。その2号にあたるどころ、2のイのところですが、「公にすることにより当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものに限り、法人、その他団体に関する情報は非公開になるということでございます。だから、そこは、「当事者の合意」とするやり方は私はあまり好まないのですが、書き方としては、「競争上の地位とか、その他正当な利益を害する恐れ」とかという書き方で書くやり方も一つとしてはあるのかもしれないと。

(外務省高田氏)

非常に詳しい書き方もありますが、「情報公開法何条の非開示事由を除き」とか、そんなのもいいのではないのでしょうか。というか、それ以外だといろいろ誤解とか混乱とかを招くのではないのでしょうか。

(矢島次長)

そこは、少し表現ぶりについては考えていただいたほうがいいと思います。

(F o E松本氏)

確認ですが、フォローアップのレポートももちろん公開していただくということでよろしいのですね。

もう一つ、先ほどの、報告書の内容に何を書くかというところで、私が申し上げた、どういう資料を参考にしたのか、文献を参考にしたのか、その一覧表を付けてくれという提案をNGOのほうで出させていただいているのです。これまでの経験の中で、いったい何を根拠にこういった報告書ができたのか、非常に不可解な事実も実際ございましたので、そういったこともぜひ中に入れていただきたいと思いますと思っております。

それと、今、議論になっております、何を公開するかというところですが、例えば、環境ガイドラインのときは、「本行は借入人等の商業上の秘密、競争関係には十分配慮し、借入人等から提出される開示対象の環境関連文書にはこうした秘密が含まれないよう借入人等に促すこととする」という記述があるのですが、先ほど来、矢島さんにおっしゃっていただいているように、こういった内容を入れて、できる限り原則は公開できる資料を心がけるという方法がいいのではないかと考えております。

(矢島次長)

そこは、繰り返しになりますが、ガイドラインの本体のところでもそういう記述があるということであれば、そういうものも参考にしながら、少し修文をお願いしたいと思います。

先ほど、メコンウォッチの松本さんがいらっしゃらなくなってしまったのですが、私は事実と違うことを申し上げました。「当事者」というのは、申立人および借入人でございます。

(ODAウォッチャーズ坂元氏)

その当事者に報告書が送られるわけですが、この報告書は原本が送られると考えてよろしいのですか。私はそう思っているのですが。だから、黒塗りになっているのではなしに、原本そのままが当事者に送られるという考え方でよろしいのでしょうか。

(入柿課長)

そこは黒塗りする情報があれば黒塗りして出すことになると思います。

(ODAウォッチャーズ坂元氏)

つまり、当事者ですよ、当事者に対して黒塗りする情報が行くということですか。

(矢島次長)

考え方の整理としては、当事者というのは、今お話ししましたように、申立人の場合と借入人の場合とあるのだと思うのです。例えば、申立人の場合であれば、その人の名前はどうかという問題がございましたし、それにもろもろに絡む、現地の影響を受ける方の個人名が出ているという場合はそれをもって出してしまうのかどうか、あるいは、法人情報であれば、先ほどの競争上の地位を……、不利益を被るような情報が入っているような検討の場合、それも出してしまうのかということになると思うのです。そこまで厳密にすべて出してしまうということであるとすれば、当事者間の合意がまずあって、そのうえで、一方の当事者が勝手にそれを公表してしまった場合には法的な手段を講ずるところまで担保しないと、なかなかすべての資料を出すというのは難しいのではないかと思います。

(発言者H)

バイヤーズクレジットとかいう場合に、当事者は現地の借入人ですね、申立人は現地の人で、われわれは当事者ではないのですが、そこに企業名が入ってきたときに、われわれも当事者になるのでしょうか。というか、そこに個人の方とか、また被害を受ける個人の方とか、いろいろ入ってくるのですが、報告書に出てくる方の名前、先ほど報告書も気をつけて作られるということだったのですが、出てくる人みんなが当事者なのではないでしょうか。だから、例えば、そこに企業名を出さざるを得ないという場合には、企業にも同意を取って、出すか出さないかという配慮はいただけるかどうかということなのですが。

(矢島次長)

そこは言葉が足りない部分もございましたが、基本的に「当事者」と言って、当事者は申立人と借入人でございますが、その中に、例えば……。失礼、「当事者」は、私に事実誤認がございまして、申立人およびプロジェクト実施主体ということで、最初に私が申し上げたのだということでございます。失礼いたしました。申立人およびプロジェクト実施主体。そのケースでも、今ご質問の点と同じことが起こるのであろうと思いますが、これも情報公開法の問題に則りますと、特に、その文書の中に法人情報が入っていれば、それは当然にして、私どもとして第三者の意見聴取をする、で、それに基づいて、情報の中に入っている当該の法人の方から、情報公開法に照らしてこれは正当な利益を害する恐れがあるというお話をいただいたうえで墨入れをするということになってくると思います。当然にして、プロジェクト実施主体と申立人でなければ、それ以外の方の情報は完全にオープンだということではありません。

よろしゅうございますか、「情報公開」の点。これは、少しワーディングの整理をしていただく必要があるのだろうと……。はい。

(発言者G)

結局、具体的に、では、どういうプロセスになるのかというのが、いまいよく分からないのです。先ほど、1時間ぐらい前の議論では、報告書のドラフトは当事者に見せるというのはあまり良くないのではないかと、事実確認の部分は必要だけどという議論だったかと思うのですが、今の話の流れだと、当事者にある程度ドラフトを見せないことには意見が聞けないだろうしという感じになるのです。そこらへんはもう少し明確に、報告書はいったいどういうプロセスで完成に至るのかというのをはっきりしていただきたいのですが。

(矢島次長)

全然コンシステンシーだと思うのですが。まずは、ファクトの段階でそれをチェックしていただくかどうかというのは、別途検討の話があるだろうというのが一つでございます。あとは、報告書は、できあがったものについて、その中に個人情報があったり、法人情報があったりするということでございますので、その点についての内容の開示ができるのかどうかということでもあります。

(発言者G)

要するに、まさに不開示情報にあたるのではないかと懸念される部分について確認を取ること？

(外務省高田氏)

前回、申立書のところで「情報公開への同意」というのがあって、これは下も含めてこのへんは見直してほしいと私は申し上げたのです。情報公開される場合がありますよという説明はいいと思うのですが、少なくとも申立書を出させる段階で、情報公開に同意するかしませんが、イエスかノーかというのを聞くのはちょっと……。それは本当に最終場面、判断を求める場面で聞けば十分で、ここで「あなたは情報公開に同意するかしませんが」と聞くのは止めたほうがよろしいのではないのでしょうか。

下のところは、前回議論した方向で整理していただければと思います。

(矢島次長)

そこは、どうですか、意見は。これまでの議論からすると、まさにおっしゃったような方向かという感じはしておりますが。

(入柿課長)

ここの記述は、当事者間の合意を前提にして公開するというところから出てきておりますので、ここで合意を取り付けておこうという趣旨です。

(矢島次長)

そういう意味では、今だいぶ構成、書きぶりも変わってきて、これからワーディングしていくということになりますので、そういうことの中からすると、この段階で合意が必要かどうかというのは、おっしゃるとおり、あるのだろうと思いますので、そこは全体の構成の中で検討していただきたいと思います。

それでは、この前にペンディングになっておりまして、セカンドドラフトの前の段階でこちらからの考え方の整理を一度させていただくと……。だいぶ過ぎてしまったのですが、「申し立ての期間」でございます。ここは非常に大きなポイントだと思いましたが、そこを少し、考え方の整理。これはJ B I C側で考え方の整理をしていただきたいということでペンディングになっていると思います。そこのところ、2点でございます。承諾の前の段階のところは、私

からも申し上げましたが、意思決定を行うのが承諾ということでございますので、その段階の前というのは、決定をしていないという意味ではならん遵守・不遵守にはならないという考え方と、一方で、前回の例示で出てきたのは、新環境ガイドラインの中での「情報公開」で、カテゴリー分けをした段階でこれを公開するというようになっておりましたので、そういう意味では、カテゴリー分けが違うのではないかという異議申し立てがあり得るのではないかという点が出されたのではないかと思うのです。そんな点に対する回答も含めながら、考え方の整理をしていただければと思います。

(入柿課長)

問題は2点あったと思います。整理されたとおり2点ありまして、一つは、貸出終了後も受け付けるのかということと、もう一つは、融資決定前の受付をどうするかということであろうかと思えます。

貸付終了後の件でございますが、こちらのほうは、モニタリングとか、そういったところも貸出終了後若干続くということでもありますので、そのあたりまでは検討の余地はあると整理してきております。さらに問題点とか、皆様のご意見とかを承って、そういう方向で本当に整理するのかどうか考えていきたいと思っております。

融資決定前については、ここも繰り返しになってしまいますが、われわれとしましては、われわれが行った意思決定に対する異議申し立てであるということを一貫すべきであろうと考えております。融資承諾前においては借入人あるいはプロジェクト実施主体と公式には何の関係もないわけございまして、何の関係もないと申しますか、融資の申し込みがあったということに過ぎないわけでございます。いろいろなプロジェクトがあろうかと思いますが、特に民間のプロジェクトで競争関係が激しいような場合に、融資決定前に異議の申し立てがあり得るという事実自体が競争に負けると申しますか、イコールフットイングの観点からまずいという事態も十分に考えられると思えます。カテゴリー分け云々の話もございましたが、これは若干、前回ご説明して誤解されていらっしゃる方がいるかもしれませんが、世銀等と違いまして、われわれの場合、事務方一つでございます、総裁以下全部事務方ということで、そこがマネジメントと事務の決定をすべて行うわけでございますので、最終的には融資承諾の際に、カテゴリー分けを含めて決定を行うということでもあります。したがいまして、融資決定前におきましては、もちろん情報公開をするわけですので、さまざまなご意見、住民の方からの訴え、さまざまなものがあるかと思えますが、それはすべて基本的には投融資部門にさせていただいて、投融資部門はそういった意見も踏まえて決定していく。投融資部門の長は総裁になるわけでございますので、総裁がそういうものを含めて決めるということとしたいと申しますか、それがあべき姿であろうと考えております。

もちろん、異議申し立てのところそういう意見が来るのであれば、それは投融資部門に移送するという事はやるつもりではありますが、それを越えて、異議申し立ての環境担当審査官が審査をするということはないことが望ましいと申しますか、あべき姿ではないかと考えております。

(矢島次長)

私が補足するのもなんですが、環境審査室も少しフォローしていただければと思います。要は、手続き面からいって、どんな異議申し立てが起こるのかということです。さっきお話しした、この前の議論にも出ましたが、カテゴリー分けが違うのではないかというのが一つと、それから、当然にして起こってくるのは、いろいろな環境の配慮の確認ができていないのではないかと、それをしないで融資できるのかという議論、だいたいこの二つぐらいが大きなところではないかと思うのです。そういう懸念に対して、実際に環境審査室は投融資部門の中には入りますが、もちろんJ B I Cの意思決定過程の中では、案件の審査の段階ではオペレーション、融資部門の牽制体制として環境審査部門がございまして、そういう中では、融資承諾前の段階で配慮確認ができていないというご指摘がJ B I Cのオペレーションの部門にあった場合には、その確認ができていない段階で融資の承諾を行うということは、事実上といいたし、今の手

続き上できないということになります。このへん、もし何か付言する点があったら。

(高岡課長)

今、議長のほうからご説明がありましたように、まず、私どもは、新しい環境ガイドラインの中で、情報をできるだけ早いタイミングで皆さんにご提示をしていきたいということがございまして、カテゴリー分類に関しましても融資承諾前の段階で提示をさせていただいております。この段階のカテゴリー分類はあくまでも暫定的なもので、最終的な決定は融資承諾の段階で機関としての意思決定がなされるということでございます。したがって、そのカテゴリーに関しましていろいろなお意見を賜りまして、場合によってはそのカテゴリー分類を見直すことも当然にあり得るということでございます。そういった点で、ご懸念の、融資承諾前になにも懸念の解消ができない、アクションが取れないという点は担保されているのではないかと考えております。

私どものほうの異議申し立ての考え方といたしましては、融資承諾前に関しては、そういった形で異議申し立てのシステムを使うということではなくて、事前に私どもが考えている情報を公開したうえで、それに対して、これから進めていく融資部、環境審査室といったところにご意見を賜って、それを踏まえたうえで審査をしていくということになっていくとご理解いただければと思います。

(矢島次長)

ご意見をいただきたいと思います。

(発言者G)

私も知識不足というか、JBICさんの中のやり方をよく知らないのです。先ほど矢島議長がお挙げになられた、カテゴリー分類の話とか、あと、環境配慮をちゃんと確認できていないのではないかと。そのカテゴリー分類の、もちろん暫定的に出すという話ですが、暫定的に出すその内容のデシジョン、暫定的にこれで行こうというデシジョンをするのは誰なのか。あと、環境配慮の確認は、JBICの中で投融資部門がやる話なのか、最終的に環境審査室がきちっとやってそれで初めて環境確認という形になるのか。誰がどういう作業をするのかというのを簡単に、なかなか明かせない部分もあるかもしれませんが、できる範囲でお聞かせいただきたい。

(入柿課長)

プロジェクトの審査は投融資担当部門が行うということで、第一義的には環境審査も投融資の担当部署が行います。環境については、そのチェックと申しますか、第二次審査ということで環境審査室がそれをチェックする。で、最終的に審査結果をボードで総裁が認知するというプロセスになります。

カテゴリー分類については、情報公開を事前に進めるということで暫定的なものを出すというものについては、今のところ考えてますのは、投融資担当部門に現有の情報でもってカテゴリー分類を行って、それをいち早く出す、その後、審査が進んでいくに従ってカテゴリー分類が変更になっていくことも十分あり得るということでもあります。

(発言者G)

もう一度確認したいのですが、例えば、今のカテゴリー分類の話だと、環境審査の部門ではなくて、投融資部門の判断で出る情報が暫定的なカテゴリー分類になるのか。そこはどちらですか。

(入柿課長)

そこはそういうことです。投融資担当部門が第一次判断をして、それで出すということになります。

(発言者G)

では、その後で環境審査室がチェックをするという体制だということですか。

(入柿課長)

そういうことです。ですから、そこで覆る可能性もあるということです。

(矢島次長)

ここは、そういう意味では、審査が完全に終了した段階で出すというのも一つはあるのだろうと思いますが、そうなりますと、情報公開のタイミングが、かなりといいましょうか、限りなく承諾時に近くなることになりますので、そこの兼ね合いもあるのだろうと思います。

(東京工業大学原科氏)

今、カテゴリー分類の場合と、もう一つは環境配慮がちゃんと行われているか、このそれぞれで意見を受け付けるということになりますね。そうすると、それをちゃんとフィードバックするという手続き的にはどんなふうになりますか？ そういう規定がないと、ちゃんとそれに対して応えてくれたかどうか分からないですよ。それはどんな段取りをお考えですか。カテゴリー分類、スクリーニング、これがどうもおかしいのではないかと意見が出ます、そうすると、そのプロセスはあとどうなるのですか。これは不透明なまま終わってしまう恐れがありますよね。

(入柿課長)

不透明と申しますか……。

(東京工業大学原科氏)

透明にするということ？

(入柿課長)

事細かにここでこうしてこうしなければいけないとか、そんな話にはなりません、基本的にはそこでいただいた意見も踏まえて最終判断をするということになります。そこで、意見を取り入れるかどうかも含めて最終的に最後のところで総裁が判断して、それが投融資の決定になるということです。ですから、一步踏み込んで言えば、そういう意見をきちんと取り入れたかどうかということは、決定してみないと分からないといえれば分からないということだと思っております。

(東京工業大学原科氏)

最後にならないと分からないのですね。

(入柿課長)

そうですね。最後の段階まで常に、その意見を取り入れてどういうアクションを取っていくかということが、融資承諾前にやるべきことをやるタイミングがずっとあるわけです。ですから、最終的なところまで投融資部門はそういった意見を踏まえていることをしていくということで、それで最終的な決定に至ることになります。

(東京工業大学原科氏)

今のご説明をうかがっていると、私の感じたのだと、意見を受け付けたら、その意見に対して見解を表明するとか、普通やりますね、そういうことをやられるかと思ったのですが、そういうことはないということですか。

(矢島次長)

それは、通常お考えいただければ、「こういう問題があります」というときに、「はいそうですか」と聞くだけということではないと思うのです。」B I Cがどう考えているかということとは、それは当然双方向であるということです。

(東京工業大学原科氏)

レスポンスの中で、例えば、カテゴリー分類が変わるところもありますよね。

(矢島次長)

もちろん、そういう提言で全く知らない事実があるということも多々ございますので、それは考えていかなければいけない。

(東京工業大学原科氏)

レスポンスがあるということですね。

(矢島次長)

そうですね。

(経済産業省檜山氏)

カテゴリー分類した後の情報公開のところでのご質問です。たぶん公開期間をどのぐらい置くかとかいうところではご検討中かと思うのですが、例えば、最初の判断が暫定的なものとなりますと、その後、環境審査室において変わることもあり得るというご説明が先ほどありました。最初の暫定的な判断の後に情報公開に入りましたというところで、実は環境審査室へ行ったらまたカテゴリーが変わってしまいました、当然、いろいろな方のご意見を受けたうえで、やはりここはカテゴリーを変えるべきだという判断がもしかすると起こり得るのかもしれない、私自身はそういう理解でいたのです。暫定的なものという前提になってしまうと変わる可能性が結構高いのかなという印象を受けたときに、情報公開期間は、例えば、カテゴリー A、B……、Cに置くかどうかという議論はまたあると思いますが、AとBでも当然期間を違えるべきなのかどうかという判断もありますし、途中仮に変わってしまった場合には、例えば、Bだと思っていたがAだったのだよねとなったならば、その分は後ろにまた付随してついてきてしまうのだろうかとかいうところをなんとなく疑問に思ったのです。

たまたまご説明として「暫定的」と言われたまでのものなのか、どちらかという、慎重に進めるという意味では、環境審査部までご覧いただいた後でカテゴリー分類が決まって、これが情報公開されて、ただし、当然その後の期間においてはいろいろな皆様のご意見をお受けしたうえで、そこまでにJ B I Cさんとして気づかない部分があった、スクリーニングフォーム等を使っても分からない部分があったということによって、結果、一部変わることはあり得ることなのか。そのへんがよく分からなくなってしまったのですが、いかがな感じでしょうか。

(矢島次長)

私の理解ですと、「暫定的」というのは、最終決定はあくまで融資承諾時でございますので、ですから、融資承諾に限りなく近くなると思いますが、審査が終了してボードにかかるのが最終決定だとすれば、その前のものがございますので「暫定的」だということだろうと思うのです。ただ、最初は分類上もあまり疑義がないような形の分類になっているとは思いますが、もちろん若干はあるとは思いますが、ものすごい件数で変わるということは必ずしもないのではないかと。ただ、デシジョンメイキングの前の段階という意味では「暫定的」ですということでご理解いただいたほうがいいのか。

ただ、一方で、途中で変わったときに、それを情報公開するのかどうかというのは、そこはまた別途、仕組みとして考えなければいけないのかも分かりません。

(O D A ウォッチャー坂元氏)

「確認」という作業を今、お聞きしてましたら、一つの手続きを経たうえでの確認行為をされている。例えば、建築基準法で建築確認は、やはり同じ名前で確認があるのですが、皆さんご存じのように、行政処分として扱われて、訴訟の対象になります。対外的にも出します。環境社会の配慮がなされているかどうか、カテゴリーの分類までする確認、という行為ですから、これは内部だけと考えるよりも、やはり対外的な処分に類似している行為として見ることもできるのではないかと思うのですが、どうでしょう。

(矢島次長)

法律用語で言う「処分」とは、これは違うのではないかと思います。私どもは公権力を行使して処分するという体制ではないので、どういうことを……。

(O D A ウォッチャーズ坂元氏)

もちろんこれは契約上の問題なので、そういう意味ではなしに、私が言っているのは、対外的に、融資の決定がないまでは J B I C はなんら行為はしていないのだ、行為のないところにそういう申し出はできないのだとおっしゃられているが、前の会議のときにメコンウォッチのもう1人の方がおっしゃられたように、ガイドラインの決定自体現実的に権利義務の変動を及ぼすような決定であって、それは企業側も住民側も、ということで一つの行為がなされているわけだから、これに対して申し出るといことは別に奇異に考える必要はないので、やはり確認行為までさかのぼることはできるのではないですかという趣旨です。

(矢島次長)

ただ、そこは、J B I C 側の説明もありましたように、投融資部門、あるいは、必要に応じて環境審査室だと思いますが、そこに意見の申し出をしていただいて、そこがそれを斟酌しながら最終決定に向けて審議を行っていくということだろうと思うのです。

(O D A ウォッチャーズ坂元氏)

長くなって申し訳ないのですが、そこまで承って、そうすると逆に、環境調査室のほうに申し出て、ある程度制度的に評価なり、判断してくれるということは、その場合、例えば、われわれは、異議申し立てではないが、言葉はあれですが、こういうことを申し出ていますよというのが N G O としてはオープンにできるし、なんら規制がないです。そういう意味では、企業の方は、英語でどのように出るかは分かりませんが、結局、レピュテーションリスクという意味では、第三者機関に出したからということと、同じ J B I C の公的な機関にそういうことをやっているということと、差があるように受け取られるかどうかというのは分からないと思うのです。逆に、今しっかりした制度を作ってやっておられるのだから、その中のほうに組んでいくほうが、コントロールという言い方はおかしいですが、一つの流れのしっかりしたシステムの中に組み込まれていくほうがよろしいのではないかという意味もあるのですが、いかがでしょうか。

(矢島次長)

実際に、暫定的なカテゴリーを出した後で、それによって審査が始まっているというのは分かるわけですから、その段階で、いろいろな意見を陳述した段階で、同じように、競争上の地位が不利益になるとか、あるいは、レピュテーションリスクという問題が起こり得るのではないかというお話ですか。

この点は、むしろ産業界の方のご意見を賜るのかとは思いますが。

ただ、実際、あくまで J B I C としての意思決定がなされていない段階で意見を賜るということですので、このへんは、産業界の方はいろいろご意見があるのかも分かりませんが、リーガルに意思決定をした後で遵守・不遵守というのとは別の観点のご意見だろうと思います。何

かご意見はございますか。はい、どうぞ。

(発言者 C)

今のご意見に直接答えているかどうか分からないのですが、先ほどもお話ししましたように、輸出契約の場合は、輸出契約を締結してそれがエフェクティブかというところではなくて、当然、ファイナンスクローズというのが契約が有効になる条件になってます。例えば、契約を締結しても、180日以内にL/Aが締結できない場合は、キャンセルされてもわれわれとしては仕方がないというケースもあるわけです。その間、ですから、輸出契約者は宙ぶらりんの状態になっているわけです。そこで異議申し立てが起こって、その間に本当に、工事も始まっていないのに被害が起こっているのかという問題もあるのです。恐れがあるケースも含めるという話もありますから、そうでもないかもしれませんが。

そこで、JBICの、もともと、コンプライアンスの問題に関して異議申し立てがあった場合に、日本企業ではなくて、逆に外国のお客さんがいったいどう考えるのかというところをわれわれは非常に危惧しております。彼らとしては、あくまでもJBICあるいは日本企業からの調達は、ワン・オブ・ゼム、要するに、選択肢の一つであって、ODAと違うのは、それが唯一絶対の方法ではないということが根本的に違うところです。だから、彼らとして、そういうややこしい問題が起こって「もういい」ということになれば、いつでも他の、イタリアとか、ドイツのメーカーに発注しなおります、ヘルメスとかCOFACEを使ってファイナンスもします、あるいは、場合によったらコマーシャルベースでローンを出すという、当然、ケースが起こってくるわけです。もともと御行のコンプライアンスの問題でそういう問題が出てくるというのは、おそらく客先、外国のレンダーからすると、「自分に関係ない話なのになぜ？」という問題も出てくると思います。

もちろん、異議申し立てをする以上は、環境被害があるとか、恐れがあるというのは前提でしょうが、その場合、当然、現地でそういう話し合いが行われているかもしれない。そこがODAとは全然違うところで、考慮していただきたいと思えますし、逆に、そこでその異議申し立てを受け付けることになると、JBICさんのローンが海外の客先から忌避されて使われなくなる、これはまさに日本企業がもう輸出できないということになりかねないので、そこはご配慮いただきたいと思えます。ただ、ODAについてまでそうしろとわれわれは言っているわけではなくて、ODAのほうはそれと違う形で、もっと前から異議申し立てを受け付ける必要があるのならそうすればいいと思えますし、後ろのほうを長くしろというのだったら、それは別に……。

(矢島次長)

ご自分の領域のところだけご発言いただいたほうがいいのでは……。

(発言者 C)

ODAは、では、私はもう言いませんので、それはJBICさんのご判断に任せます。少なくともOOFについては、L/A調印後から受け付けるということをお願いしたい。

(東京工業大学原科氏)

今のご説明をうかがっていて、私は、契約締結した後はかえってリスクが大きくなるような印象を受けました。締結前に、そうしたら、早めに異議申し立てに対処しておかないとかえってまずくなるのではないですか。そんな印象を受けましたが、誤解ですか。

(発言者 C)

輸出の場合には、異議申し立てがあってJBICさんがなくなりました、われわれもなくなりましたということで、プロジェクト自体がなくなるのかというと、そうではないです。プロジェクト自体は当然、他の人が調達というか、ものを売って進められるわけです。ということは、逆に言うと、JBICよりももっと緩やかなところが出ていって、要するに、環境問題も、

おそらく他の E C A だと O E C D のガイドラインに沿った形でそれから以降もやっていくことになるのではないですか。

(東京工業大学原科氏)

だから、そういうことであれば、契約締結した後でクレームがついてしまったらまた時間がばんとかかってしまうのは明らかですから、その前にやったほうがいいということになるのではないですか、異議申し立ては。

(矢島次長)

そこは先ほどの坂元さんの話の延長で整理をするとすれば、承諾前の段階で投融資部門に対していろいろ意見を言っていたいて、そのために情報公開を行うということにもととの環境ガイドラインでなっているわけですから、そういう制度は手続きとしてもうできているわけです。その際に、非常に大きな問題が、環境の問題が起こり得るということであれば、当然、異議申し立て云々ということではなくて、影響は産業界の方にも出てくるのだらうと思います。ただ、産業界の方が懸念されているのは、先ほどの濫用の防止のところでもございますが、制度として異議申し立ての制度があるということになると、競合他国の企業がそれを使って異議申し立てを行うという、仕組みとしてやりやすくなるということにきつとかなりのご懸念があるのではないかと思います。そういう意味では、整理としては、異議申し立てということでございますので、決定を受けたうえでそれに対する異議申し立てと、それから、決定前の段階では意思決定をこれから行う投融資部門に対して意見陳述を行っていただく。それは、カテゴリーの分類が違うのではないのかとか、あるいは、環境の配慮確認が不十分ではないかということについて言っていただくという整理をするのがいいのではないかというのが、基本的な J B I C の考え方だと思います。

(F o E 松本氏)

先ほど来、意思決定は融資契約時点と考えていらっしゃるようですが、私たちがこれまでプロジェクトで個別の案件で経験している中で、明らかに意思決定はその前に行われているわけです。例えば、判断に関して具体的な事例を申し上げますと、フィリピンのダムに関して、私どもは98年の7月、8月当時に先住民族の方に影響があるのではないかということをお話させていただいたところ、当時の日本輸出入銀行の方は、「先住民族の方には影響がございません」ということで融資を決定されたわけです。ところが、その後、きちんと調査されていた報告書などを見ると、実は先住民族の方にも影響があるということで、再度調査をしておされたと思います。そういう形で、私たちがいくら意見を申し上げても、「それはもう影響ないんです」というふうにその時点で判断をされて、それを基に意思決定をされた場合には、これは、遵守・不遵守はその前にでも、もうその時点で意思決定がされているわけですから、その時点で受付をしていただかないと。今後は対応を変えてそういった意見も全部聞くのですということであればまた違って来るかもしれませんが、そういった形で、一つひとつの要項について、意思決定を行う前になんらかの判断を J B I C の中でしないと役員会へ行けないと思うのです。ですから、その時点で、明らかに役員会の前には意思決定は行われているわけですから、それに対しての異議申し立てに対しては受け付けていただかないと、この制度の役割が果たせないのではないかと思います。

(矢島次長)

今、フィリピンのダムのケースをおっしゃってましたが、お話をうかがう限りでは、いろいろご要望されて調査をしておいたということであれば、その声が反映されたということではないのですか。今のお話をうかがっているとそういうふうに.....。

(F o E 松本氏)

融資契約後です。

(高岡課長)

おっしゃっていることですが、まさにいろいろなご批判がありまして、この新ガイドラインという、そういったことを考慮しながら広くステイクホルダーの方々から意見を聞いて、そういったことを踏まえながら対話の促進をしつつプロジェクトを形成していく、あるいは環境配慮に関して確認をしていくという新しい制度ができました。そういった中で、私どもも、案件を形成していく過程の中でいろいろなご意見を取り入れながら最終的な融資の決定に向けていろいろな点をつぶしていこうということで考えております。まずは、最終的な意思決定をなされる前に広く意見を聞いて、それに対応していくということでございまして、すぐさまそれが異議申し立ての制度のほうに行くということではないと理解していただきたいと思っております。

(メコンウォッチ松本氏)

私もすぐに行かないと思っております。できればそういう申し立てのないことを願っているわけですが、ただ、繰り返しになりますが、これは制度上、何度もコンタクトを取るわけですが、JBICに。「これはどうですか」と、「こうなってます」と。で、JBICからリスポンスがあるというやり取りをしていったときに、おそらくある段階で、「われわれとしてはこうこうこうです」という判断を、つまり、もうこれ以上申立者になる人がいくらJBICに言っても動かない時点というのが、申立者側からすればあるはずですが。そうでないと、申し立ての要件を満たさないわけですから。そうなれば、そのときに異議申し立てをすることはできる。つまり、JBICの対応に対して、それが不十分であるとか、それが問題解決にこれ以上結びつかないという判断をしない限り、この異議申し立ては動かないわけですが。そういうちゃんとした制度上の要件があるわけですから、そういう意味からすれば、JBICがちゃんとした対応をしている間は当然異議申し立てには結びつかない。

しかし、では、それは融資契約かと言われると、やはり融資契約ではない。要するに、申立者になり得る人がコンタクトを取っている間に、JBICとしての見解を申立者に言う。それは決して融資契約というものではなくて、担当レベルでちゃんと申立者に対してJBICのポジションを言っているはずで、それに対する異議申し立てなのだというのは、私は松本さんの言うとおりだと思います。現実的にはそこはとても重要なところだし、もっと言えば、申立者の側からすれば、あるいは環境社会被害を受ける側からすれば、契約前に問題は解決したいと思うのは当然でしょうから、不当な申し立ては排除し、かつJBICとの対話を進めつつも、それでもどうしても問題が解決できないと思った人たちに異議申し立ての窓口が融資契約前にあるということは、私は必要だと思います。

(発言者K)

今の話をおうがかいしていて、私の中ではっきりしないというか、ずっと分からないと思っていたのです。さっきの環境審査室の方の、最初は暫定的にカテゴリー分けをされたりして、最終的な決定に向けていろいろな手順を取っていかれるからというお話をおうがかいして、もっともなプロセスだと思ったのですが、一方で同時に思うのが、実は、この異議申し立ての制度というのはプロセスであって、環境社会配慮ガイドライン自体がプロセスだと思うのです。どういう手順でどういうふうに環境社会配慮を確保していくかという、それぞれの手順を書いてあるものだと思いますので、これに遵守・不遵守をしているかという、そういった制度であると思うのです、異議申し立て制度は。そういった観点からしますと、一つひとつのプロセスがちゃんとJBICの中で定められたガイドラインにすごく違反していないかどうか、ただそれを見ていく、それを担保するための制度であるので、決定までそれを見ないという制度というのはやはりおかしいのではないかと、非常に感じました。以上です。

(発言者B)

異議申し立てに関係するのですが、お話を聞いていると、反対の人ばかりでJBICが強行

するようなニュアンスが出てくるのですが、そうすると、プロジェクトの推進者がいないはず
です。みんな反対ならば、融資の申請も来ないわけだし、プロジェクトなど成立しないと思う
のです。プロジェクトには、J B I Cのファイナンス機関としての限度もあるかと思うので
すが、事業実施主体者の判断で積極的にそのへんは、環境のほうで異議があるならばそこへ訴
えかけるのが本来の筋かと思うのですが、J B I Cのほうに来たときには、賛成者、反対者
がいるわけであろうし、その中でいろいろな人のご意見を聞きながらJ B I Cとして環境ガイ
ドラインを踏まえて慎重に判断をしていく。

今のお話ですと、反対者がいて、反対者の意見が通らないと、すぐに異議申し立てを開始し
ないとおかしいのではないかと聞かせるのです。それは、分類分けにしる、あるいは環境へ
の配慮にしる、反対の人はもちろんおられると思いますが、逆に言うと、賛成の人もいるわけ
であります。そこは、J B I Cとして慎重に両方の意見を聞きながら、そのうえで最終的な判
断を下される。その判断がどうなのかということについて、次に異議申し立てに移るというこ
とであって、いろいろな人の意見を聞いているうちに、自分の意見が通らないからすぐ異議申
し立てだというのは、そこは行きすぎではないかと思えます。

行政的にJ B I Cの中でどうやって判断をしていくのかというのは、どこの組織でも同じだ
と思えますが、最終的には、会社ですと、役員会で決定するまではそれは会社の決定ではあり
ませんし、いろいろな部署のいろいろな意見があるということだと思えます。したがって、決
定がなされるまでには、いろいろな意見を言う場が.....、環境ガイドラインも踏まえてJ B I
Cもポジティブに活動していくわけでありましょうし、いろいろな意見はどんどん言ってい
ただくということで、それを踏まえて、J B I Cの慎重な判断を見守る。その判断の結果、異議
があれば、この異議申し立て制度に行くという理解するのが筋ではないかと思っております。

(F o E松本氏)

先ほどの方は、反対している人の意見をそのまま受け付けるのはおかしいのではないかとお
っしゃいましたが、これは、反対している人を保護するというよりも、プロジェクトによって
社会的な影響を受ける人たちのどういうふうに影響を避けるかというセーフガードのポリシ
ーです。その人たちが反対、賛成とか、それだけではなくて、その人たちが被害を受けるのに
十分な情報公開をされていない、協議がされていないというのであれば、もちろんその方の意
見を聞く必要はあるのではないのでしょうか。

(矢島次長)

先ほどのお話も、意見を聞かないということをおっしゃっていたのではないのだろうと思
います。

(発言者B)

当然、そういう人の意見も聞きます。それから、地域住民の場合には、一枚岩なのか、いろ
いろな地域住民の方がおられるのか分かりません。いずれにしても、地域住民の方の中には、
推進賛成という方もおられて、もちろんその中には、被害を受けて補償措置も受けられてそ
れでOKとされている方もおられるでしょうし、環境配慮が足りないということで補償措置も
不十分だということで異議を申し立てられる人もおられると思えます。そこは、いろいろな形
の意見を言う人がおられるのではないかと。それを、J B I Cとしては、反対の人の意見も、
賛成の人の意見もできる限り広く集めたくて慎重な判断を行っているのではないかという
ことではないのでしょうか。

(発言者A)

基本的に、この異議審査機関は、J B I Cさんの遵守・不遵守を審査するという役割の機関
だと思うのです。ですから、J B I Cさんのほうで、総裁のほうで決定した後、異議申し立て
を受け付ける。それまでは、環境審査室、あと、投融資部門のほうで、そういう異議等意見が
あれば受け付けるということではないかと思えます。

プロジェクトの実施主体者は、やはりプロジェクトの利益、おおよその場合ですが、当然利益を考えてまして、コントラクターに対しては、例えば、1日遅れたら1億円のペナルティとか、そういう厳しい納期を課してます。そういった中で、当然、プロジェクトの実施者は早くプロジェクトを進めたい。なおかつ、民間のプロジェクトであれば、そういう環境問題ですか、そういう異議申し立てが起きるようなことがないように配慮してプロジェクトをできるだけ進めようと考えてますので、まず、あまり環境問題は起きることはないのではないかと考えております。

もう一つ、融資決定前等に異議申し立てができるということになると、先ほど矢島さんのほうでもおっしゃいましたように、要は、競合相手がそれを活用するということが予想されますので、異議申し立てについては融資決定後にしていただきたいと思います。

(東京工業大学原科氏)

「環境問題が起こったら困るからプロジェクトは環境を配慮してしっかりやる」、本当にそうなら全くよろしいのです。私は環境の研究をもう20年以上やっていますが、そうではなかったからずっと研究のネタが尽きないわけです。だから、仕組みは大事なのです。だから、仕組みをしっかり作りたいということがあります。それで言いますと、融資契約締結して後は、本当にいろいろな遵守の問題があって、契約破棄とか、これはなかなかJ B I Cはやりにくいと思うのです。本当にできるのかな、簡単に。これは難しいですね。ですから、契約前だったらいろいろ対応できると思うのです。何事も、一つの意味決定をやった後に対応というのは、また新しい大きな意思決定ですから、現実の問題として私はたいへんなリスクを負うことになると思うのです。だから、私から言わせれば、リスクに対してちゃんとマネージするという意味では、このガイドラインの中にはっきりそう書いてますが、リスクマネジメント、ということで考えれば、契約前に対応できるようにしておいた仕組みのほうがいいと思っています。そのへんは大丈夫ですか。

(矢島次長)

そこは、まさにそういう精神の下で、早めに情報公開を行って、カテゴリー分けの段階で情報を提供していろいろ意見を賜るといことなのだろうと思うのです。あとは、だから、異議申し立てのところに、審査役にどういう役割を設けさせるのかというのはありますが.....。

(東京工業大学原科氏)

審査役の問題ですかね。

(矢島次長)

投融资部門が融資決定の前の段階で、いくつかのいろいろなファクター.....、当然、経済的なベネフィットが相当多いのでプロジェクトを始めるといことだと思えますが、そうはいっても、少数民族の方の問題とか、被害を受ける方の問題とかを全く配慮しないというわけではなくて、むしろ「配慮する」とガイドラインに入れておりますので、その過程で意見を反映させていただくという大きな枠組みだろうと思うのです。あくまで意思決定が行われた後で、さらに後発事象で問題が起きるといことも多分にあると思えますし、工事が進捗していった段階で問題が起きるといこともございますが、その問題の解決を念頭に置きながら、遵守・不遵守からスタートするわけですが、問題の解決に向けて異議申し立ての手続きを取っていきこうというのが本制度だろうと思えます。

そういう意味では、一度契約してしまうとなかなかそう簡単に破棄ができるようなものでは当然ございませんので、融資決定前の段階で重大な環境上の疑義が生じる場合にはそれを考慮に入れておかなければいけないというのは先生がおっしゃるとおりだと思いますが、そのための仕組みとして、情報公開を早めに行っていくというガイドライン全体の仕組みができあがっているということだろうと思えます。

(発言者 G)

やや話が変わるかもしれないのですが、結局、今の、融資契約前に申し立てを認めるべきかどうかというところで私がポイントだと思うのは、J B I Cさんのほうの対応。要するに、いろいろ異議とかが当然、最初は投融資部門に行く、そのときに、J B I Cさんの投融資部門の方が対応されるわけですが、その方の対応の位置付け。どういう責任を持って……。それが責任を持ってやっている対応だということであれば、ある程度それは一つの意味決定でしょうし、逆に、「それはあまり責任は負ってない行為なのです」「相談に乗っているだけです」ということであると、それはいい加減な対応であるような気もする。そこらへんのJ B I Cさんの対応の位置付けをもう少しクリアにしたいと思うのですが、そこはどのようなふうを考えればいいでしょうか。

(矢島次長)

逆に言うと、融資決定前ですから、特に問題を受けた方との因果関係でということではなくて、一般的にこういうプロジェクトを進めていいのですかというような、いろいろな疑念でかなり多くの方が対象になってくるのだらうと思います。そういう意味では広くいろいろな方の意見を聞いたうえでということになるのだらうと思うのですが。今のお答えから言うと、もともとの制度自体が「意見を聞こう」という制度になっていて、それで情報公開をしているということで、J B I Cの対応がどうなのだというのは、その意見の内容にもよるのだらうと思うのです。それは非常に大きいと思うのです。

当然にして、非常に重大な問題があって、なかなか気がつかない点であるということであれば、それについてはさらに調査をしながら進めていくことになると思いますし、なかなかそういう話を聞いても、プロジェクトと直接結びついているとはあまり考えにくいということであれば、それについてまでさらに調査をしてということにはならないと思うのです。そういう意味では、賜るご意見によっても相当対応が変わってくると思います。お答えになっているか分かりませんが、そういうことだらうと思うのです。ただ、基本姿勢としては、「聞く」というのがもともと、先ほど環境審査室の高岡からも話がありましたように、このガイドラインの目的でございますので、そこをよくご理解いただきたいと思います。

(発言者 G)

おっしゃるところは分かるところがあるのですが、結局、当然聞くに値する意見、値しない意見、いろいろあると思うのです。そこで、「これは聞くに値する意見だからJ B I Cとしてもちゃんと考えていろいろ対応しよう」、当然そういうケースもいっぱいやられていると思うのです。ただ、問題なのは、先ほどのN G Oの方々からの話も聞いてますと、J B I Cとしては、これは聞くに足らない意見とまでは言わないにしても、これはそんなに考えなくてもいい意見だという判断を下す、というよりもそういう対応をして、ところが、実際はそうでなかったというのが、まさに異議申し立てのケースになるのではないかと。そこらへんの判断の、J B I Cさんが思うところと申立者が思うところと、そこらへんのずれをどう扱うかというところが、まさに契約前に申し立てを認めるかどうかと。そのずれをなくすためにどういう仕組みを作るべきかというところを、今までずっと、前回からも散々議論しているのだと思うのです。そのこのところのずれをどう解消していくかというアプローチで議論ができないかと。そこまでは私も思いつくのですが、それ以降、いい案がなかなか浮かばないところですが、その、とにかくずれをなくすというところでもいい考えはないかというのが私の思いです。

(発言者 I)

それに付随しまして、だからこそどういった意見を聞くかということなのです。この審査役の位置付けは、公正で中立で透明な……、いろいろ原則があると思いますが、そういう意見からものを申すというのは非常にいいことであって、今回、これを作ろうとしているわけなので、なにもその最初の受付のところでは撥ねる必要は全くないのではないかと考えてはしているのです。

(矢島次長)

融資決定前は、そういう意味での牽制体制がJ B I Cの中でできあがっていて、それでいろいろな要因を加味しながら意思決定を行っていくということなのです。一方で、この異議申し立ての審査役に求められるのは、問題があって、それが遵守・不遵守に起因しているということについて異議申し立てを受けたときに、それに対して調査を行っていくということとございます。そういう構成からしますと、意思決定の後で異議申し立てを受け付けるということになってくるのではないかと思います。

ただ、先ほどのように、もともとのガイドライン全体の趣旨は、意思決定の前に意見を聞くということとございますので、それについてはこれまでいろいろご批判も賜っておりますが、新しいガイドラインを作る段階で、そこは新たに、私どもJ B I Cも方針を変えて、意見を賜っていただくということになっているのだらうと思います。

(東京工業大学原科氏)

今おっしゃった趣旨は私も理解しますので、そういう手続きを担保する仕組みをプラスするのが必要ではないかと思えます。これは異議申し立てという話とは少し違うかもしれないですね。つまり、契約締結前にいろいろ意見をうかがうという場合に、それはちゃんとレスポンス、コミュニケーションがないといけません。ですから、レスポンスするというのを手続きとしてちゃんと担保するとか、見解を表明してまた意見を受けるとか、そういうフィードバックがあるということを……。カテゴリー分類の段階、環境配慮、次の段階ですね、それぞれについてレスポンスするというのを手続きで担保したうえで、それをきちっとやってあげれば、相当数、今おっしゃったことが実現する可能性はあると思います。今のところ、でも、それが無いので、意見を聞くばかりで、あとどうなるかが分からないというのがたいへん心配なことなのです。それに対して対応する仕組みは、今のところ、異議申し立てということですね。だから、それ以外の形で、もう少し簡便な方法でちゃんといけるのだということであれば、また少し変わると思えます。それは今、ガイドラインには書いていないです。それはどんなふうにお考えでしょう。

(入柿課長)

そこはガイドラインにないと言われましたが、本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開のところで、目的として、「情報提供を歓迎する」ということと、「これら関係機関、ステイクホルダーからの情報提供は早期に行われることを促進するとともに、環境レビューのアカウントビリティおよび透明性を確保するため、本行は環境レビューに関して重要な情報につき、環境レビュー期間中にプロジェクトの性格に応じた適切な方法により公開する」ということと、「本行は必要に応じ、関係機関、ステイクホルダーの意見を求めることがある」ということを書いておいて、要するに、情報公開をしますということと、ここで、基本的な仕組みをガイドラインの中で定めているという理解です。

(東京工業大学原科氏)

それは分かっています。一緒にやりました。そのうえで言うのです。つまり、5段階で私は考えてますが、今おっしゃったのは、インフォーミングと言って、情報提供すること。それから、それについてヒアリング、これは2段階目です。3段階目は、リプライというのがあるので、答える。だから、3回目のただ1回だけ答えるリプライオンリーなのです。しかし、今、矢島さんがおっしゃったようなことを実現するためには、ちゃんとフィードバックがなくては行けない。それはレベル4なのです。これはミーニングフルリプライという格好にならなければいけません。そこまでの仕組みとして、今は担保されてません。レベル1、2はOKです。3、4は、その中に書いてないです。明記していないので、そこまで具体的にやられるということとどこかに明記していただければ、私はなるほどと安心しますが、そうでないと、リプライオンリーで終わってしまったのでは、1回だけ答えてというのだと十分リスponsしてくれない

わけですから、これは具合が悪いというわけです。

(発言者B)

例示がいいかどうか分からないのですが、J B I Cの中で議論している、非常に特殊な感じが漂う。今、財務省さんが早めという話を言われた場合に、例えば、財務省として国の予算をいろいろ審査して決定し、その財務省の決定が正しいかどうかというのは国会で審議されるわけです。そのときに、野党のほうで予算について異議があるといった場合に、野党としてその予算について不安があるから事前に国会審議に行く前に俺の意見をちゃんと聞くような場を設けるということと同じような感じがするのです。審査をする場が別途ちゃんと決定した後にある、だけど、決定した後審査する場に行く前にちゃんと、その案について異議がある人が出てきた場合にそれを受け付ける場を設けるということですよ。

例示が全然違うのですが、例えば、正式に決定する機関があって、その案を作るところがあって、その案を作る段階の前に、どういう案になるのか、その案については異議があり得るぞという場合について、国の制度としても、決定する前に異議申し立ての制度が何かで受け付けてやるということはあるのかと。そんなことは考えにくいという気がするのですが、そのへんはいかがでしょう。

(発言者I)

直接そういう部署に携わったことがないので分からないのですが、ただ、プロセスとしては、国会に持っていく前にいろいろな会合を設けたりとか、意見を聴取するというプロセスはあると思います。それで国会にかけますが、その前にもいろいろな形で意見を聞いているところもございます。そういうプロセスを踏んで行っているのだろうと私は理解しているのです。

(東京工業大学原科氏)

では、私が言います。アセス法とか、いろいろな法律で少しそういうのにお付き合いしましたので。おっしゃるとおりで、本会議というのは最終の儀式みたいなものです。委員会の審議がいちばん大事で。その前があるわけです、研究会とか。だから、いろいろなプロセス……。

ところが、今までの問題は、法律を作るときに、本会議の直前ぐらいで公聴会をやるのが儀式なのです。公聴会をもっと前にやれというような、いろいろな声が出てます。おっしゃるとおり、早い段階で研究会とか、いろいろな段階でなるべく情報を出していく、パブリックコメントをもっと活用するとか、それが今求められていることなので、まさにそれがこれまで欠けていたからダメなのです。だから、おっしゃるとおりなのです。大島さんがおっしゃったのは、今まではそういう日本の仕組みがダメだったので、もっと早い段階から情報を提供して、意見を求めて、きちんと作っていきましょうということなのです。

(発言者B)

私の申し上げているのは、要するに、異議申し立てというところに行く前に「異議あり」と訴えるわけですから、事前に十分に意見を聞くというのはこのガイドラインの中で十分に行われているし、そこは財務省がいろいろな人の意見を聞くというプロセスと、J B I Cの中においていろいろな利害関係者の意見を聞くというのは同じではないかと。そうやって決定した後に、次のプロセスに移るということではないかということです。例えば、裁判所でも、裁判の決定がなされる前にその裁判の決定に上の裁判所が出てきて「おまえの決定はおかしくなるから」とかいうことにならないではないかと。順々追って裁判は判断が進んでいくのであって、高等裁判所がいきなりその下の裁判所の決定がなされる前に出て行って、「おまえの裁判の決定はおかしくなるから」ということで受け付けていくということにはならないのではないかと。やはりここは、ガイドラインを新しく設けて、J B I Cのほうでもきちんとやりますよという前提で動いているわけですから、そのプロセスがきちんと終わるのを見たうえで、そのうえで次の段階ということで、この遵守・不遵守の異議申し立て制度に移行するというところで、そこはプロセスはきちんとしっかりしないといけなのではないかと思えます。

(経済産業省檜山氏)

いろいろな皆様のお話を聞きまして私なりに整理してみたのですが、今、最後におっしゃいましたところに尽きると私も思っております。今回の新しいガイドラインができたという段階において、ある意味では、確かにODAとOOFをくっつけるのだというところから発端はありましたということではありますが、ガイドラインとしては、先進国の中で見ても非常に高いレベルのものができました。これをいかに忠実に実行していくかということが、これから、すでに今もですが、JBICさんに求められていることである。ただ、そうは言いつつも、意思決定がなされた後に異議申し立てということはあり得ますということで、異議申し立て機関はどうあるべきかという検討がその後なされているということになっております。JBICさんとしても、当然、新しいガイドラインに基づいてしっかりした業務を、ある意味ではちゃんと独立してやっていくのだという意思の表れだと思っておりますし、この間においても、情報期間においても意見が集まれば、当然、それをしっかりと受け止めてちゃんと検討をしていく。

それで、環境審査役という新しいポストを作ることにに関して、私なりに思いますのは、新しく作るポストは決して忙しいポストになってはいけないと思うのです。当然、その前の段階で問題は解決されるべきである。ただし、解決できなかったものに関しては、公平な立場の方がしっかりといろいろな意見を聞いて処理をしていくのだというものであって、ここが忙しくなってしまうことは、新しいガイドラインを作った意味ももしかしたらなくなってしまうのではないかとこのぐらいにも思ったりもします。

JBICさんを所管されています財務省の方のご意見を、私経済省の人間が否定するのはおかしいのですが、せっかく作るのだから前の段階で拒否する必要はないではないかという発想は、私はいかがかと思ったりもします。

かつ、「契約」という言葉がいいかどうか分かりませんが、融資決定がなされましたという段階をもって初めて、それを利用しようとしている企業の方とJBICさんは同じ方向を向くのだと思うのです。ある意味、企業は、常識的な話をJBICさんに持っていくこともあると思いますし、制度上、見てもそれはおかしいという話を持っていく場合もあると思います。両者の間で、JBICさんはいろいろな方の意見を聞きつつ、どうすれば融資ができ、また、企業としてもそれをうまく使っていけるかという話がまとまって契約ができて初めて、それに関しての責任はJBICも負うべきであるし、企業は当然初めから負うべきであるということではないかと思ったりしております。

かつ、その契約をする前の段階において、異議申し立てという形でJBICがそれを受け付けるというのは、これはいろいろ物議を醸すかもしれませんが、ある意味では、企業の自由な活動をそこで阻害することにもなると思うのです。企業としては、「こうしたいと思います。JBICさんの制度は、私たちに勉強して、こういうものだと思って、こういう話を持ってまいりました」。もしかしたら、非常に中身が詰まっていないものであるかもしれません。ただ、それが出た瞬間にあるところから「異議申し立てだ」と言われてしまうことは……。ある意味では企業の勉強不足だからしょうがないではないかと言われることもあるかと思いますが、そうではなくて、政策金融として、そういう機関として存在するわけですから、企業が使いたいというものに対して、「あなた方が考えていることはここはこう直さないと使えないのだ」とか、「そういう中でも新しいガイドラインに基づいてこういう環境社会配慮を行っていかないと、これはもう使えないのだ」ということを、新しいガイドラインができたことを受けていかにJBICさんが自立してやっていくのかというものと私自身は思っております。

せっかく作るのだから早目からやろうとか、先ほどメコンウォッチの松本さんがおっしゃいましたように、確かに、判断は実は最終決定の前になされているではないかというお話がありました。これは、社会通念上、「契約段階で」と考えるしかないと思うのです。プロジェクトごとに、例えば、いろいろな異議申し立てが、ないしは情報公開に対して「こういう問題がある」といろいろな方からご意見が集まってきて、それをちゃんと受けているときはまだいいが、受けなくなったら「意思決定がなされた」となると、非常にあいまいな基準になってしまう。そこをはっきりさせるというよりは、先ほど原科先生がおっしゃいましたように、情報公

開期間の間に意見を受け付けるのはいいが、それをいかにフィードバックするかというところをJ B I Cさんご自身がどういうふうにやっていくつもりだという提示がなされれば、これはもしかしますと、そういう方法もあるのではないかとということで、話が展開できるのではないかと思います。長々と失礼しました。

(F o E 松本氏)

本当に繰り返しになりますが、私たちのこれまでの経験の中では、やはり意思決定は前の段階で決まっているのです。例えば、私たちが「このプロジェクトに関してこういう漁業の影響があると思っています」「このような上流の先住民族の人たちに影響があると思います」というレターを書いたとします。それに対して、「J B I Cとして、ここにはこういう影響はないと判断しています」、あるいは「この漁業の対策はこういうふうに十分にされています」というお返事のレターをいただくわけです。それは真摯な対応をしたということになるのかもしれませんが、実際、そのJ B I Cの見解と、地元の人たち、あるいは独自の第三者の研究者がやった見解と違う場合に、その時点で、原科先生のおっしゃっている協議、やり取りというのは十分理解できるのですが、私たちもその協議は十分必要だと思っておりますが、どうしてもそこで合意できない部分が出てくるのではないかと、その場合に、判断はJ B I Cに任されてしまうのかということが問題である。今まで、実際そういう問題があったから、世界銀行やA D Bも融資契約前の案件も引き受けてきているわけです。なぜこの世界銀行やA D Bが融資前の案件も引き受けて異議申し立てを受け付けていると考えていらっしゃるのでしょうか。

(矢島次長)

質問ですね。突然質問だったものですから、すみません。

(入柿課長)

そこは前回もご説明しましたとおり、世界銀行、A D Bのプロジェクトに対するかかわり方はずいぶん大きく違っていると思っております。案件の仕組み段階から自ら環境配慮を、E I Aをやっていくといったところと、われわれのようにE I Aを自分でやるのではなくて、できたものを確認するという立場の機関との違いであると思えます。

それから、J B I Cに任せる任せないという話ですが、基本的には融資決定まではわれわれの判断であって、そこに第三者のフィルターをかませるといって制度設計自体がイコールフットイングを阻害するという可能性が非常に高いということを再三申し上げておるわけでございます。

(発言者D)

私も産業界としましては融資決定からでいいだろうという意ですので、繰り返し申し上げますが、別の点から申し上げますと、結局、プロジェクトを実施できるのは日本一国ではないのだと。さっきどなたかがおっしゃいましたように、日本が受注しなくても、どこかの国が持っていくのです。そういう厳しい国際競争社会の中で、日本だけがスタートラインでハンディを負わないといけないのかというのが今の議論だと思うのです、言い換えますと。競争の過程で、コストを工夫し、技術を工夫し、ファイナンスを工夫し、みんながんばっているわけです。そういうところで、例えば、100メートル競争で日本企業だけがスタートラインの10メートル後ろからスタートするということになると、当然……。お待ちください。当然、日本企業の受注は難しくなります。すると、どうなってくるのかと申しますと、結局、産業界の活動が悪い影響を受ける。次の流れを単純化して申し上げれば、産業界の活動が停滞すれば、当然、日本の経済活動も経済も悪い影響を受けるのだらうと。そうなってくると、考えていただきたいのは、わが日本の国益を考えた場合に、本当にこれでいいのだろうか。どうして日本企業だけがスタートラインでハンディを負わなければいけないのかということにつきましましては、ぜひ、これは、私も何度か言っていますが、イコールフットイング、同じ条件で競争できるようにしていただきたいということでございます。

(矢島次長)

そこはもう、これまでガイドライン上にも、商業上の不利益というところは明記されているわけでございますし、十分分かっております。きつとご批判の点は「だからといって環境がどうなるですか」という話だろうと思いますが、そこは当然にして環境配慮はしていかなければいけないということで、ある意味では、皆さんご認識いただいておりますように、輸出信用機関の中では、昨年のガイドライン、新しいガイドラインを作った段階で一步出ているということは、共通認識として産業界の方もご理解いただいていると思います。むしろ、私ども、あるいは主務官庁の方々と合わせながら、他の輸出信用機関のレベルも上げていかなければいけないということだろうと思います。

だいぶ長時間にわたってしまいまして、なかなか議事進行がうまくいなくて恐縮でございますが、きょうのところは、それぞれのご意見を賜ったと。ただ、新しいこととしては、原料先生からのご提言で、フィードバックという、実際に融資部門がどういった形で意見を聞いて、それに対してどうレスポンスしていくのかというところで、何か新しいことが、仕組みとして透明性のあるものが考えられないかというご提言をいただきました。ここはそういうことで共通認識が出てきているということでは、きょうの場合、ないと思うのですが、次回には、そういったこともJ B I C側として考えていただいて、そういうことが可能であれば提示して、それでまたいろいろご議論いただくというのがいいのかと。ここは、少なくとも共通の方向としてそういう方向だということでは必ずしもないと思いますが、ご提案をいただいたということもあり、J B I C側としては少し考えてもらいたいと思います。

だいぶ時間が経ちましたので、またこの点につきましても次回……。さすがに次回では最後まで行くのではないかと。次回は、そういう意味では、今の期間のところ、申し立ての期間のところ、それから、細かい点ですが、見直し条項のところ、最後に、実際の審査役と事務局の体制、それから、それをどういう形で選定していくのかというところの議論に入っていきたいと思えます。

次回でそのまとめが終わったところで、非常にスケジュールがタイトになっておりますが、翌週に前広に当然お渡しするというを前提で、セカンドドラフトを提示する。そうしますと、来週、再来週にセカンドドラフトを事前にお読みいただいたうえで議論し、さらに、10月31日にもう一度臨時を予定しておりますが、そこでまた議論いただく。こんなスケジュール観かと思っております。

だいぶ迫っておりますが、何か？

(F o E松本氏)

申し訳ありません。私は来週来られないもので、先ほどの入柿さんのことに関して意見を申し上げたいのです。世銀やA D Bがこれまで異議申し立てを受け付けている件は、必ずしも世界銀行がE I Aに深く、あるいは、全体のプロセスから、以前のプロセスから早くかわっていたというわけではありません。入柿さんのおっしゃっている、世銀やA D Bは早くからかわっているからそういう事前の受付ができるのだというのは、理解が間違っているのではないかと思いますので意見させていただきました。

最後に、企業の方に、本当に毎回すごく私は腹が立って仕方がないのです。これだけ議論して、なぜ、ガイドラインはもう守らなければいけないものだとご認識していただけないのかと思って。これは守らなければいけない。「イコールフットイング」と異議申し立てのところでおっしゃるのは、「私たちは守るつもりがありませんよ」とおっしゃっているようにしか私たちには聞こえない。そのところは考えを改めていただかないと、私も日本の企業の将来が危ないのではないかとあって逆に心配をしてしまいます。

(矢島次長)

そのところは先ほども確認……。もう収めさせていただきたいと思うのです。企業の方も「守らない」とおっしゃっているのではなくて、競争上の、先ほどの濫用のところでもござい

ますが、そういうところを、日頃非常に厳しい競争にさらされている方々の現場の意見ということで……。かなり力瘤の入った意見ということではあるのだろうと思うのですが、そういうことではないと思いますので、もうよろしゅうございますか。

(発言者B)

えらい誤解をしているような発言があったものですから。環境ガイドライン遵守は当然で、それでJ B I Cのほうが一番を尽くすということで行くと。基本的に申し上げておりますように、ガイドライン遵守について、J B I Cでやることにはファイナンスとして限度がありますから、実施主体者がやるように、環境重視の方はどんどん働きかけていくという仕組みも必要かと思っております。

最後に1点だけ。先ほどF o Eジャパンの松本さんが、意見を言ったときにJ B I Cの担当者の反応があったときに、そこですでに意思決定がなされているのだという点を主張されたのですが、私は、J B I Cの意思決定は、最終的な、融資するかどうかというところの決定でなされるのであると。したがって途中段階でいろいろな意見を聞くということかと思っております。その、意思決定が途中段階でなされているという主張に対して、J B I Cのほうから明確な、そうではない、あるいは、そうであるという点についてなんらコメントをなしていないので話が紛糾しているかと思えます。次回につきましては、私どもは融資決定がなされたときにJ B I Cとしての決定であるという立場でありますので、ぜひ、その点も含めてご説明いただけたらと思います。

(矢島次長)

その点はきょうの場でも繰り返し申し上げていると思います。意見を承ったうえでそれを反映させながら、最終的に意思決定を行ったうえで融資承諾に行くということですので、事前に決まったうえで単に聞くだけということではございません。要は、L / A 調印のところでは判断がなされるということでございます。

長時間どうもありがとうございました。来週は18日の金曜日を予定しております。時間は、場所の関係で午前中で10時から、前回お話をさせていただいたと思いますが、今度は9階の、前回行いました講堂で行いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。長時間どうもありがとうございました。

以上